

## 第2章 沖縄文化のレジリエンス（復元力）—地域史と景観復原の視点から

### 1. シンポジウムの概要

本研究の沖縄班による活動として、山崎と崎浜が中心となり、沖縄県宜野湾市の米軍海兵隊普天間飛行場に隣接する沖縄国際大学南島文化研究センターにおいて2016年2月5日にシンポジウムを開催した。シンポジウムのタイトルは、「第195回シマ研究会 沖縄文化のレジリエンス(復元力) —地域史と景観復原の視点から」とし、以下のような課題を掲げた。

戦争と占領は生活共に文化を破壊し、変容させる。しかしながら、そうした破壊され、変容した文化の基層は人々の記憶や景観にその痕跡を残す。そもそも文化は時空間の中で不変のものではないが、外圧による改変に対する抵抗力や復元力—レジリエンス—を持ちうる。もちろんそれは文化自身の力というわけではなく、それを人々の記憶や景観の中に留め、そこから引き出そうとする主体の力に他ならない。

本研究会では、「沖縄文化」をテーマに、沖縄戦と米軍統治を経て立ち上がった「地域史」研究の意義と普天間基地跡地に復原さるべき文化景観の価値について、基地の街の自体史編纂と返還跡地利用計画策定という実務の文脈から考察したい。



沖縄国際大学 南島文化研究所  
第195回 シマ研究会

### 沖縄文化のレジリエンス(復元力) —地域史と景観復原の視点から

戦争と占領は生活と共に文化を破壊し、変容させる。しかしながら、そうした破壊され、変容した文化の基層は人々の記憶や景観にその痕跡を残す。そもそも文化は時空間の中で不変のものではないが、外圧による改変に対する抵抗力や復元力—レジリエンス—を持ちうる。もちろんそれは文化自身の力というわけではなく、それを人々の記憶や景観の中に留め、そこから引き出そうとする主体の力に他ならない。

本研究会では、「沖縄文化」をテーマに、沖縄戦と米軍統治を経て立ち上がった「地域史」研究の意義と普天間基地跡地に復原さるべき文化景観の価値について、基地の街の自体史編纂と返還跡地利用計画策定という実務の文脈から考察したい。

講師：恩河尚氏（沖縄国際大学非常勤講師・沖縄市役所総務課市史編集担当嘱託）  
「地域史編纂とまちづくり —沖縄市史編纂さんの取り組みから—」  
呉屋義勝氏（南島文化研究所特別研究員・元宜野湾市教育委員会文化課課長）  
「文化財保護行政の取り組みと課題」  
—普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けて—

3名ホスト：山崎孝史氏（南島文化研究所特別研究員・大阪府立大学教授）  
崎 倫：崎 倫氏（南島文化研究所副所長）

日時：2016年2月5日（金）午後4時20分～6時（終了予定）  
会場：沖縄国際大学13号館1階会議室 ※入場無料・申込不要

共 産：科学研究費補助金（基盤的研宄）「軍事的圧力に抗う文化の復元—沖縄とパレスチナにおける地誌編纂と非暴力闘争」(研究代表者 山崎孝史氏/大阪府立大学教授) 沖縄地誌研究会  
協 賛：沖縄国際大学南島文化研究所 電話：098-868-7967 manchu@okui.ac.jp

本シンポジウム開催の直接的きっかけは、以下の通りであった。日米両政府間で基地移設が合意されるにともなって、米軍普天間飛行場の跡地利用計画が策定されるに至ったものの、辺野古への「移設」が政治問題化するに至り、返還の進捗が滞る事態となっている。商業開発に特化した北谷町の基地跡地及び周辺地域再開発、農業含む地場産業の促進を軸とする読谷村の基地跡地利用計画、米軍牧港住宅地区の跡地を利用した那覇副都心再開発計画などと比較すると、普天間基地跡地利用計画では自然公園化、旧集落とその景観の復原など、従来の跡地利用計画と異なった様相を持ち、地主の積極的な計画参加の点でも注目される。しかしながら、基地返還の停滞は、地主や旧住民の高齢化や関係者による計画への意向の変化など、一旦合意された跡地利用計画の性格を変化させるような、政治社会的状況を生み出しかねない。

そうした懸念は、2016年1月に実施された宜野湾市長選挙の選挙戦において、当選した保守系の現職候補が地域振興対策として、普天間基地など返還後の跡地にディズニーリゾートを誘致する公約を一時掲げるなど、現実的なものとなった。こうした事態を受けて、比屋根照夫氏（琉球大学名誉教授）はエドワード・サイードの『ペンと剣』の一節「第一に、過去三、

四十年にわたって僕らを潰してきたものが、イスラエルが『不正』を否認し続け、それに対して責任を取らないという事実であったからです。そのおかげで僕らは、あたかも孤児のように、民族としての起源も。物語も、系譜の一切持たないかのように映るのです」を引用し、「普天間基地の中に住所を持っていた宜野湾市民は、サイドがいうように、村々の「起源」も「物語」「系譜」など人間の想像力さえ失った」と評した<sup>1</sup>。

これに先立ち、百田尚樹氏(作家)は、2015年6月25日開催された自民党若手有志の勉強会「文化芸術懇話会」において、「もともと普天間基地は田んぼの中にあつた。周りに何も無い。基地の周りが商売になるということで、みんな住みだし、今や街の真ん中に基地がある。騒音がうるさいのは分かるが、そこを選んで住んだのは誰やと言いたくなる。」などと述べた。

普天間基地が建設される前には、そこには豊かな耕地と共に宜野湾、神山、新城の三つの集落が存在し、「並松街道」と呼ばれる松の並木道が集落を結んでいた。この道は、琉球国王が普天満宮に参るための道で戦前までは国の天然記念物であったが、1945年3月ごろ日本軍によって伐採されたという。これら集落や並木道は旧住民にとって重要なアイデンティティの拠り所であり、跡地利用計画の中でも復元対象として重視されている。そうした点から考えると比屋根氏や百田氏の発言は、米軍基地建設前後の状況についての的を射たものとは言いがたい。つまり基地が建設されることによって、それ以前のものがかたごとくなくなってしまうたり、さも無かったように語られてしまったりする状況があるのである。

本シンポジウムは、こうした事態を再考するために開催された。講演者として、沖縄島南部の基地所在自治体における地域史編纂と景観復原に関わる事業の歴史・現状・課題について、自治体の文化行政に携わったお二人にご登壇いただいた。一人は沖縄市役所総務部総務課市史編集担当の前主幹(現嘱託)として『沖縄市史』の編纂と共に、沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリート」および「ヒストリートⅡ」の開設と運営に従事された恩河尚氏、もう一人は宜野湾市教育委員会文化課課長を歴任し、退職までの長きにわたり宜野湾市の文化財行政、とりわけ普天間基地内の埋蔵文化財調査に従事された呉屋義勝氏である。

両者ともに自治体内の多くの土地を占有する米軍基地に関連・存在する地域史と文化財をどう発掘・保存・展示していくかという課題に粘り強くかつ創造的に取り組んでこられ、地域住民の誇りやアイデンティティの拠り所となる歴史と文化の保存を通して、対米軍基地行政の指針ともなる提言や成果を生み出してこられた。ともすれば、基地所在自治体としての政治的課題が注目される中、本シンポジウムは「文化」という側面からまちづくりや地域活性化に貢献するアプローチの重要性が明らかになった。

以下はその講演と質疑の内容の記録である。

## 2. シンポジウムの記録

### ○司会(崎浜 靖、以下「司会」)

皆さん、こんにちは。

ことし、2016年、最初のシマ研究会であります。195回を迎えまして、今回は「沖縄文化のレジリエンス(復元力)ー地域史と景観復原の視点から」というテーマで、お二人に報告してい

<sup>1</sup> 比屋根照夫(2016)「勝者、敗者ない選挙」(識者評論一宜野湾市長選を読み解く(1))『琉球新報』2016年1月26日。

たきます。

最初に、きょうの報告のお二人と、コメンテーターの山崎先生をご紹介します。まず、恩河 尚先生です。沖縄国際大学、本学の非常勤講師でおられて、現在は沖縄市総務部総務課市史編集担当の嘱託をされております。長年、沖縄市地域史の編さん事業にかかわっておられます。後ほど、よろしく願いいたします。もうお一方、宜野湾市のほうから呉屋義勝先生に報告していただきます。呉屋さんは宜野湾市教育委員会文化課課長をされて、現在は退職されて南島文化研究所特別研究員でございます。きょう、大阪のほうから来ていただきました山崎孝史先生です。大阪市立大学地理学教室の教授でございます。

きょうはこの3名を中心に、沖縄文化のレジリエンスについて議論していきたいと思います。時間は、最初は山崎先生のほうに趣旨説明をしていただいて、それを受けてお二人に恩河先生、呉屋先生と順序よく40分程度の報告をして、残り時間15分から20分ぐらい議論、フロアからの質問を受けまして、ディスカッションをしたいと思います。司会のほう、おくれましたが、南島文化研究所副所長をしております崎浜と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、お二人の報告の前に山崎先生のほうから、今回の報告について趣旨説明をお願いしたいと思います。



### ○山崎孝史

ただいまご紹介にあずかりました山崎です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。私は、本土の沖縄研究者として、長い間、沖縄市の市史編集担当のほうで、コザの戦後史を中心に、地理学の観点から研究をしております。学位も実は沖縄のことで取りまして、それ以降、15年ほど沖縄の研究をさせていただいています。そういう中で、今回どうしてこのような研究会を企画したのかというのを簡単にご説明させていただきます。

沖縄を研究していく中で、学生なども受け入れていって、その中で沖縄のことをやっているの、私の分野は政治地理学と言うんですが、それでパレスチナ問題を研究するような学生も受け入れたりするようになってきて、いつの間にかパレスチナにも何度か訪問するようになりまして、沖縄とパレスチナをどう比較しながら考えることができるかということここ数年少し考えるようになりました。

もちろん沖縄とパレスチナというのが、全くパラレルなわけではありません。だからパレスチナにとってのイスラエルは日本であったり、アメリカであったりとかという、そういう単純なことではなくて、私自身はパレスチナ人たちがイスラエルの占領政策の中で、どういうふうに分たちの文化を維持していくのかと。そのための方策としてどのような手段をとっているのかということを見るようになりました。

これはまた沖縄とは全然違う関心だったんです。その中で、パレスチナ人というのは、はるかに沖縄の人よりも文化行政というか、そのイスラエルの政府の中にパレスチナ人のための文化行政というのは基本的でない。ないという状況の中で、どうやって自分たちの文化的な資源を守っていくかということに、非常に苦勞しないといけないという境遇にあるわけです。

簡単に今、言ってしまうと、一つは1967年の中東戦争の占領の中で、たくさんの集落

が破壊されています。破壊されてなくなってしまうんですが、住民は難民として逃げていますので、どうやってそのなくなった集落の記憶を復元するかということが、パレスチナ人たちの民族性にとっては大きな問題としてある。

したがって、紙としても残っていないし、集落という空間的なものとしても残っていないわけで、どうやって残すのかというと、あとはオーラルのヒストリーに頼るしかないということになって、そのオーラルヒストリーをどうやって残していくのかという取り組みが進んでいっています。

それから東エルサレムによく行くんですけども、東エルサレムは一応西岸の区域というふうに考えられておりますので、たくさんパレスチナ人が住んでいます。したがって、アラブの住居はたくさん残っているんですが、当然それを保存するという文化行政の方向性は、イスラエル側にはありませんので、結局そのまま非常に崩壊していくとか、もう住めない状態になっていくんですね。住めなくなったら、そこからパレスチナ自治区に出ていきますので、あとイスラエルはまた別の建物を建てたりということになりますので、そうすると退去していくということで、アラブ地区のユダヤ化が進んでいきますので、どうやって残すかという話なんです。

それは何も政治的に抵抗したりとか、テロをしたりとかという形で残すということではなくて、**adoptive reuse**といいまして、適応型再利用を、つまりリノベーションをやりながら、アラブ人の住居を残していくということをやります。これを政治的に「抵抗だ」と言ってしまうとイスラエルからは排除されてしまいますので、あくまで今、住んでいる人たちにとって必要なリノベーションをしていくということで、アラブ系の基金が中心になって住居の復元というか修復を進めていくという形で、文化的建造環境を守ると。

実際、イスラエルにとっても、それが残っていると、エルサレムの非常に多文化的な景観が残りますので、自分たちは文化行政として修復にはお金を出さないけど、アラブ人が自分たちの基金をつかってやってくれるんだったら、まあいいやということで残るわけですね。この考え方を、沖縄を通して見ていくと、どういうことが言えるのかという中で、今回の研究会のテーマとしてあるわけなんです。

ちょうど、呉屋さんと打ち合わせをしているときに、呉屋さんから情報をいただいて、1月26日の琉球新報に比屋根照夫先生が宜野湾市長選挙の文脈の中で、エドワード・サイドという、亡くなりましたけれども文芸評論家がおられます。彼はイギリスに住んでいたパレスチナ人です。それで、比屋根先生がサイドの「ペンと剣」を引用されて、サイドはこういうふうに言うわけです。イスラエルに占領されていて、「そのおかげで僕らは」、これはパレスチナ人のほうですね、「あたかも孤児のように、民族としての起源も、物語も、系譜も一切持たないかのよう

に映るのです」とサイドは書いているんです。つまり、イスラエルの政策の場合、パレスチナ人の民族の起源とか系譜が見えなくなっている。先ほど言いましたように、それは物理的な破壊であったり、あるいは徐々になくなっていったりする文化資源を、そのままなくしていくと、喪失させていくというプロセスとして起こってくるわけですが、そこを比屋根先生が引用されていて、そして、ちょっと政治的にもひっかかってきますけれども、普天間基地の話になるんです。

比屋根先生が、「普天間基地の中に住所を持っていた宜野湾市民は、サイドがいうように、村々の「起源」も「物語」「系譜」など、人間の根源力さえ失った」と書かれているわけです。私はパレスチナのことを見ている、沖縄のことを見ている、別に比屋根先生を批判するわけではないですが、そんなことはないだろうと。つまり文化がそんなふうに、簡単に起源も物

語も系譜などもなくなってしまう形で消え去っていくかと、そういうことはない。恐らくそこに生きた人たちは、普通パレスチナを見ていたらすぐわかりますよね、何かの形でそれを残しているところがあるだろうと。したがって、その主体の意欲がある限り、実は破壊されて遺跡しか残っていない。あるいは人々の記憶の中にしか残っていないものであっても、その文化を復元することが可能ではないかというふうに思いました。

それで、きょうお話していただくのは、そういうなくなったものを、あるいは今ないものを、時間と空間の軸で、どういう復元の仕方があり得るのかということを考えたいと思います。時間だけを復元する、記憶だけ復元するのではなくて、なくなってしまったもの、例えばこの比屋根先生の記事から引用すると、普天間基地の中にあつたもの、今、なくなっていると思われているものが、どうすれば復元していけるのかということです。

ただ私、学者ですけれども、単に学問的な観点から議論するのではなくて、実際の自治体の文化行政、あるいは文化財の保存行政の中で、どう実現していくかというお話を、それぞれのご専門の立場からお話していただきたいというのが趣旨でございます。おわかりいただけましたでしょうか。ということで、マイクを、そうしたら崎浜先生へお返しいたします。よろしくお願いいたします。

#### ○司会

山崎先生、ありがとうございます。先ほど山崎先生のプロフィール、ちょっと抜かしてしまつたんですが、政治地理学という、人文地理学の一領域を研究されております。特に地政学、政治・社会運動、アイデンティティ・ポリティクス、軍事化、こういったテーマで沖縄を中心に調査、研究をなされております。そちらと共催ということで、今回、先ほど触れました山崎先生のほうから「軍事圧力に抗う文化的実践」という科研費のプロジェクトの中で、そういう調査をしまして、その一環としての報告になります。よろしくお願いいたします。

では、お二人の報告に進めて、報告していただきたいと思います。最初に恩河 尚先生のほうから、「地域史編集とまちづくりー沖縄市史編さんの取り組みから」というテーマで、よろしくお願いいたします。

#### ○恩河 尚

こんにちは。ただいまご紹介いただきました沖縄市史の恩河と申します。ちょっと年取って体力ないものですから、座って報告させていただきます。

きょう、私がここに座っています理由を申し上げます。我々沖縄市というところは70年の12月20日にコザ暴動という沖縄戦後史の大きな事件がございまして、それをきっかけに毎月20日、戦後史をテーマにいろんな方々を呼んでいただいて聞き取り調査をやっているんですけれども、去年の12月20日でした、その聞き取り、いつものように定例会が終わってですね、懇親会へ行きましたら、きょうのコメンテーターの山崎先生からシマ研究会で報告してと、しなければ、断れば縁を切るぞと脅されまして、ここに座っているんです。これ、冗談なんですけれども。



私は、一昨年ですか、30年11カ月の公務員生活を終えまして、その間ほとんどが地域史編集、沖縄市史の編集という仕事をやっていました。その関係でお呼びいただいたんだろうなと思っていますけれども。崎浜先生からご紹介がありましたように、きょうは「地域史編集とまちづくり」というテーマで30分ぐらいですか、お話しさせていただきます。

メニューですけれども、まずは沖縄における地域史編集のあゆみを少しお話しさせていただきます。それからその中で中心的な主役と言うんですか、担っていた「沖縄県地域史協議会」というのがございます。それを少し紹介させていただきます。その後ですね、地域史協議会が抱えている課題等々を紹介させていただきます。その中で、最後のほうになるんですけれども、まちづくり等も含めて地域史は今後どうあるべきかというのを、会場の皆さんも含めて考えてみたいというふうに思っております。

そういうことで30分ちょっとだと思えますけれども、よろしくお願いいいたします。お配りした、お手元のレジュメ、ごらんになってください。まず1番、「地域史とは？」というふうに書いてあります。①で「地方史、地域づくり」と書いてありますけれども、よく聞かれるのが、どうして地域史なのと、中央史ではないのという話をよく聞かれます。僕もわからないんですけれども、漠然とながらですね、例えば地方ということ考えた場合に、ある国の一地域としては地方という概念がございますね。それから都市と地方であるとか、あるいは中央と地方とかという、そういう地方に関する規定みたいなものがございますけれども、それとはちょっと沖縄県の地域史は趣を異にしています。後でお話しできるかと思いますが、地域づくりとかまちづくりという考え方も、私たちの沖縄県地域史協議会というのは持っています。そのあたりで、あえて地方史とかというふうに使わずに、地域づくり、「地域史」というふうな概念を、言葉を、表現を使っているというふうに勝手に考えています。

では実際、地域史ってどんなものなのというのが②で、きょうのお話は②にありますように市町村史(誌)、あるいは部落史、字誌とも言えますけれども、そういったものを指すというふうに、大まかにご理解いただければいいかなというふうに思っています。

2番目です。戦後の地域史づくりというテーマなんですけれども、ここでは沖縄において戦後の地域史づくりとはどういう歩みを経てきたかを、少し紹介したいと思います。その中で中村誠司さん、『「沖縄における地域史づくりの現状と課題」から』と書いてありますけど、これは1985年の10月に浦添市民会館で第36回地方史研究協議会大会がございまして、その中で中村誠司さんがお話ししたんですけれども。中村さんとはどういう方かといいますと、長いこと名護市史を牽引してきた方で、名桜大学を経て、現在退職なさっているのかな。今、名護市史編さん委員会の委員長をなさっているはずですよ。

その方が、地方史研究協議会大会で報告したんですけれども、そのタイトルなんですけど、私がちょっとこんがらがってしましまして、その地方史研究協議会大会の成果というのが2年後ですかね、1987年に雄山閣出版というところから、『琉球・沖縄—その歴史と日本史像』というテーマで発刊されています。そこの中村さんのテーマが「沖縄における地域史づくり」だったんですね。実際の、10月の協議会大会では「市町村史」というふうに言ったらいいですね。そこで会場の皆さん、申しわけないですが、中村誠司「沖縄における地域史づくり」というところを「沖縄における市町村史づくり」というふうに訂正してください。訂正しておわび申し上げます。

その中で、中村さんは沖縄の戦後の地域史づくりを1期、2期、3期というふうに分けておら

れまして、第1期が1950年ごろから1960年代半ば。この中で地域史はどんな動きをしたかという、どうも町村合併の動きと連動して地域史は行われてきたんだろうというふうにまとめられています。

その特徴としては、ちょっと行、飛びますけれども、中黒の部分ですね、そのころの地域史の編集というのは個人とか、あるいは比較的少数の人数による執筆によって地域史は書かれていまして、その次ですけれども、編集委員会であるとか事務局体制をきちんとつくってやるという体制ではなかったんですね。そういうことがまとめられています。

その中で何が一番適当かなと思って少し調べてみますと、\*印の部分です、昭和32年の12月に那覇市と真和志市が合併しているんですね。これが1957年の12月です。その前年、1956年の2月なんですけれども、『真和志市誌』というのが出されていて、新垣清輝さんという方が著者で『真和志市誌』を出されているんですけれども、これが適当かなというふうに思いました。

といいますのは、このころですね、例えば糸満市では、糸満町、あるいは兼城村、高嶺村、三和村が合併したり、首里市と小禄村が合併等々、幾つか市町村の合併があるんですけれども、その1957年に那覇市と真和志市が合併しているんですね。それに連動して『真和志市誌』ができたという話なんですけれども、その『真和志市誌』の序文をきょうコピーしてきて、それを少し紹介したいんです。

真和志市長翁長助静さん、最後の真和志市長ですよ。多分僕の記憶に間違いなければ、今の知事のお父さんですよ。彼が序文を書かれていまして、少し紹介させていただきますと、『真和志市誌』の発刊というのは『真和志市誌』だけに意義深いことではなく、広く全琉球にかかってくることであり、特に首里、小禄を包含した那覇市全体の地域の今後の大都市経営にも大きく示唆するものがあることを確認している」と。後段部分で、「このように既往を」、既に往くという字ですね、「既往を顧み」、既往というのは真和志市の歴史なんですけれども、そういったものを顧みて、「かつ現状におもんばかり見るときに、特に那覇市との合併の早期実現を思うとき、『真和志市誌』を編さん、刊行する意義、まことに深いものがある」というふうに書かれていまして、明らかにお気づきだと思いますが、那覇市との合併というのを意識して『真和志市誌』を編さんしたという、中村さんのおまとめになったとおりに思っています。

レジュメに戻りますけれども、ただ、この個人とか少数の人による、執筆とか、あるいは編集委員会とかですね、事務局体制をつくらずに市町村史をつくるというのは、その後もずっと継続していまして、例えば沖縄市でいいますと、沖縄市というのはご存じのようにコザ市と旧美里村が合併した比較的新しいまちなんですけれども、『美里村史』は平田嗣一さんという方が個人で書かれておりまして、これは1962年の6月の発刊です。そこは第1期に入るんですけれども、『コザ市史』が、実は1974年の2月に発刊されているんですね。沖縄市の誕生というのは1974年の4月1日です。なので合併直前、70年代、復帰直後まで、そういった個人や少数の人による執筆とか、編集委員会、事務局体制という組織をつくらずに市町村史をつくるという動き、これが第1期から始まっているという、そういうふうに理解できるかと思います。

第2期です。1960年代半ばから1970年代末、この時期というのは皆さんご案内のように、復帰を挟む前後、それから海洋博等もございましたね、沖縄の世がわりといえますか非常に沖縄社会が物すごく動いた時期なんですけれども、そのような中で『沖縄県史』であるとか、『那

那覇市史』、『平良市史』というのが刊行されているんですね。

3つ、ちょっと紹介させていただきますと、那覇市史(編集委員会:編者注)というのは1961年(昭和36年)に那覇市制施行40周年記念事業で発足しています。那覇市の市制が敷かれたのが1921年でございます、ちょうど40年なんですね。その市制40年の記念事業として那覇市史は発足したらしいんですけども、後ろのほうに1966年から2007年と書いてありますけれども、その間に那覇市役所さんの公式発表では33巻です。33巻の数え方がちょっと難しいので、調べてみたら合計36冊の膨大な市史を出しているということがわかりました。

それから県史です。「沖縄県史」は、1963年に県史編集審議会というのを発足しまして、全24巻を1965年から1977年にかけて発刊しまして、現在、沖縄県史料とか新沖縄県史の発刊を継続中であるというのは、皆さんご存じだと思います。

『平良市史』です。『平良市史』は1974年に市史編さん委員会を発足しまして、資料編を3冊、通史編2冊という、この構成を1976年から1981年にかけて出しているんですけど、実は後で紹介しますが沖縄県地域史協議会ができる以前になんですね。今の市町村史のスタイルをつくった、確立したのは沖縄県地域史協議会の影響が大きいだろうと思いますけど、その沖縄県地域史協議会(沖地協)ができる以前に、既に資料編をまず編んで、資料編を元に通史を書くというシステムができていたということで、非常にすごいなというふうに感動しておりました。これが第2期ですね。

第3期です。第3期が1980年から現在に至るというふうにまとめられると思いますけれども、基本的な考えとして、「地域住民が親しく利用でき、かつ科学的な地域史・市町村史をつくろう」を合い言葉に、きちんとした編集、刊行計画をつくって、さらに編集委員会と事務局体制という、きちんとした組織づくりをやって市町村史を刊行しているわけです。その中で特に、後で触れることができますと思いますけど、資料編に重きを置こうという、その資料をきちんとやって、通史を編もうという、この姿勢が第3期からでき上がっているというふうに理解できるのかなと思っています。

先ほどから出ている3番に行かせていただきますけれども、沖縄県地域史協議会。これを平たくいいますと、以下、沖地協と略させていただきますけれども、県下の市町村史編集を手がけている自治体等々が集まって組織した団体でございます、まず①で沖地協ができたときの設立趣意書、それを少し紹介させていただきたいと思っています。ちょっと読みます。「近年、地域を見直す機運が高まり、各地域では人々の歴史や文化への愛着が以前にも増して深まり、さまざまな文化活動が盛んになってきています。地域史づくりは、そうした人々の文化活動の一環として位置づけられますし、科学的で主体的な歴史認識と地域認識を地域の人々とともに育てることによって、その文化活動をさらに豊かなものにする役割をもっています」。中略がありまして、「沖縄の地域史づくりは、今、新しい展開をとげなければならない時期であり、地域に根ざし、地域の民主的発展に責任を負う科学的で、個性豊かな地域史をつくるため、地域史づくりにたずさわっている人々が、ともに力をあわせ、情熱をもって語り合い努力することが必要なときであります。この自覚に立って、わたしたちは、それぞれの地域史づくりの個性と自主性を互いに尊重しあい、友情を深め、地域史研究と地域史づくりの発展向上をめざす共同の討論と交流の場として」沖縄県地域史協議会を設立するというのが趣意書なんです。

その中でアンダーラインをさせていただきましたけど、地域史づくりを文化活動の一環とし



て当初から位置づけられていたということと、さらに参加している、加盟している市町村がみんな同じような市町村史をつくるのではなくて、個性、それぞれの地域に合った個性豊かな地域史をつくらうというのが、その設立趣意書の段階で確認できるかというふうに思っています。

それから2番目に、同じく沖地協の会則の第1条。これは、沖地協は1978年(昭和53年)の11月4日に発足していますけれども、その会則の第1条に「本会は、地域史関係者相互の情報と資料の交換と親睦を計るとともに、史資料の発掘・収集を推進し」、これはあっちこっちで出ているんですけど、きちんと資料を集めましょうよという呼びかけが当時あったものというふうに理解しております。「市町村史(誌)等の地域史づくりの発展と」、「地域文化の振興に寄与することを目的とする」とここでもうたわれています。

大体どのくらいの団体、機関等が加盟しているかというのは③でございますけれども、最新情報で沖縄県地域史協議会の沖地協の会則がまだ、今年度出ていないと思いますので、前年度の2015年(平成27年)5月現在、35市町村史・機関等が加盟しております。機関というのは、例えば図書館であるとか公文書館、それから法政大学の沖縄文化研究所等々、それから市町村審議会、そういった関係機関も加盟しているということです。これまでの歩みとして、加盟の団体等が一番多かったのは、ちょっと調べてみますと、括弧の中ですけれども、最多は2000年度に47市町村・関係機関が加盟していたというデータが残っております。

以上が沖縄県地域史協議会の歩み、簡単な歴史といえますか推移なんですけど、④で少し理念的な部分、地域史をどういったふうに歩めればいいのかという、そういった考え方の部分で④というのを、あえてまとめさせていただきました。「地域史の歩み」というところです。

また、中村誠司さんに登場していただくんですけど、「沖地協結成に向けての問題提議」ということで、これですね、沖地協を発足する前に、どうも関係者が何名か集まって、僕はそのときに参加してないんですけど、事前に準備会みたいなものやっていたらいいんですけどね。具体的にいいますと、この情報を今、お話ししているのは沖地協が『琉球・沖縄の地域史研究』ということで、沖縄県地域史協議会の30年の記念誌をつくっているんですね。今、僕のほうが挙げているもの、この本から今、引用させていただいているんですけど、具体的に名前が出ていたのがですね、この中村誠司さんと、それから真栄里泰山さん。泰山さんは、那覇市の総務部長等をはじめ、那覇市の要職を経て、現在、沖縄大学で教鞭をとっておられるはず。その真栄里さんと、それから同じく沖大で頑張っていましたけど、又吉盛清さん。盛清さんは、浦添市史(編集:編者注)で長いこと頑張っておられて、ごく最近まで沖大で教鞭をとっておられた方です。

この方々が集まって、どうも話し合いを持っていたらしくて、その中で中村さんが問題提議をなさっているんですね。それを、ちょっと紹介させていただきますけれども、中村さんがおっしゃるには、「地域史は単なる歴史の本づくりではなく」、これは物すごい地域史の現場にいる人間としては耳が痛い話なんです。本当に歴史の本ばかりつくってきた、そういう反省の念も含めて耳が痛い話なんですけれども、「地域史は単なる歴史の本づくりではなく、地域の自然や文化、そういうものを料理しながら地域づくりも含め、つまり、市町村史を作ることによって新しいマチをつくる準備をしていく、沖縄らしい地域づくりをするための基礎になる資料をまとめるのが地域史の仕事ではないか」というふうに見事に指摘なさってまして、これは今でも物すごい通じるというか、まだ新鮮さを保っている、すごい貴重な提言だというふうに思っ

ています。

それで地域史というのは、単なる歴史の本をつくるだけじゃなくて、沖縄らしい地域づくりをするために、その基礎になる資料をまとめるというのが地域史の大きな仕事の一つではないかという、そういうことだと思います。

そういうふうには沖縄県地域史協議会はやってきたんですけども、その中で我々、地域史に携わっているメンバーの中でキャッチコピーという、酒を飲むたびにこうふうな話し合いをしていたという、そのキャッチコピーでもって喧々諤々議論をしていたというのは何かというと、次の＊印に書いてあります。「名護テーゼ・浦添方式」と言います。これは何かというと、地域づくりの理念としての名護方式と、資料編を作って(確かな)通史を編むという、そういうふうには簡単にまとめてありますけれども、先ほど来お話しているように、中村誠司さんは沖縄らしい地域づくりをするために地域史づくりとはあるんだという、そういう理念、哲学をお持ちなんです。それを我々は「名護テーゼ」というふうには言っていて、それで具体的な実践の方式として、「浦添方式」というのが、それ以降の市町村史に大きな影響を与えます。それを少しまとめたのが、次のページ、表の2というのをごらんになってください。

3ページの上のほうに、左側に表1、右側に表2というのを書いてあります。その右側の表です。表2です、浦添市史。第二巻、資料編の浦添の文献資料からずっといきまして、第一巻の通史編、浦添のあゆみ。それから別巻で統計・文献目録・総索引と書いてあります。これが浦添方式と呼ばれているものです。

少し説明申し上げますと、第二巻から第七巻まで、それぞれ資料編の1、2、3、4、5、6というふうには位置づけてあります。その6冊の資料編をきちんとまとめて、その資料に基づいた確かな資料に基づいて、第一巻の通史を編もうという、そういうような考え方でございます。それを我々、「浦添方式」というふうには呼んでいますけれども、そういった理念として、哲学としての「名護テーゼ」ですね、具体的なスタイルとした「浦添方式」、こういったのを頭に入れながら、我々は地域史づくりをやってきたと、そういうふうにご理解ください。

2ページへお戻りください。4番です。「時限立法的な地域史編集事業」という、ちょっとわけのわからないタイトルを打ってありますけれども、まず一般的な文化行政は、通常はどういうふうには市町村の文化行政は行われているかといいますと、わかりやすいといいますと、文化行政の法体系です。それを説明したのが、①でして一般的な文化行政。

まず文化行政ですが、社会教育法という基本的な法律がございます。その社会教育法に基づき博物館、あるいは図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定めるというふうには書いてありまして、その結果、博物館法、図書館法ができるんですね。さらに、その図書館法とか博物館法の規定に基づいて各市町村、県や市町村の博物館、図書館をつくるんだという、そういうスタイルになっています。

「博物館と図書館の規定に基づいて」というのは何かといいますと、博物館法では第18条です。これはどうでもいいんですけど。それから図書館法では第10条に博物館法の規定、図書館法の規定というふうには書いてありまして、それは何かというと、公共的な博物館とか図書館、こういったのをつくる場合には、ちゃんとその市町村の条例で定めて、公共的な博物館、図書館をつくりなさいよという、そういう規定でございまして。

そういうふうな、きちんと社会教育法から市町村の条例まで、きれいな法体系で行われているのが、一般的な文化行政の流れなんですけれども、実は、我々の沖縄県地域史協議会は、

②に移らせていただきますけれども、実は母法がないんです。「母法のない地域史編集事業」ということで、地域史は、事業を保障する法律(母法)がなく、首長の裁量に委ねられた時限立法性格の強い事業」というふうに、これ、私が言っているんですけれども、そういうふうに言われていまして、つまり社会教育法とか博物館法とか、そういった国が決めた法律のもとに、市町村史をやるという法体系ではないんですね。

大体県内の市町村を見ますと、例えば紹介しました那覇市の市制40周年記念事業であるとか、あるいは沖縄市もそうなんですけれども、市制誕生10周年記念事業で市史編集事業が開始されたという、大体そういう首長の裁量等々で、時限立法的に、つまり、この間に編集計画を立てて、編集スケジュールを立てて、この間に本を刊行しようという一種の計画行政というんですか、そういうふうなことで行われたのが、実は市町村史、地域史編集事業でありまして、当然ながら刊行が終われば事業は終了するという、そういうような現状でございます。

その結果、実際県内でどのくらいの市町村史が事業を完結したかというのを見たのが、③ですけれども、事業完結した主な市町村史ということで、また表の1、次のページ、お手数ですがおあげください。表の1、上の左側ですね、「完結した市町村史」ということで、一番左端に市町村史、それから何巻出したのかというのと、完結年度が書いてあります。例えば1番最初の『東村史』ですと、全3巻出して、1987年度には完結したという。以下、『那覇市史』は全36冊と書いてありますが、実は『那覇市史』はちょっと難しくて、2巻の上とかですね、2巻中の1とかというふうに書かれているんですよ。これ、何巻って数えるんだろう、少し難しいところがあります。公式には33巻らしいんですけど、冊数を数えたら先ほども言いましたように36冊になっているという、こういうような市町村史が今、完結していますよという、そういう事例です。

前のページ、お戻りください。2ページの下の方、④ですけれども、今後の課題として、その市町村史の地域史の編集の過程でストックしたもの、人材がございまして、それから膨大な史資料、こういった財産をどうするのか、それから地域史が構築した方法論であるとか、地域史が構築した、その地域の文化像というんですか、あるいは歴史像、こういったのを今後どうするのかというのが非常に今、我々の目の前に大きな課題として立っているということですね。

それとともに、そろそろ沖縄県地域史協議会も事業の評価・検討をやる時期に来ているのかなという感じがしますが、その前に先ほどから紹介していますように地域史編集の理念等々に基づいての評価もそろそろ必要じゃないかなというふうに考えています。

具体的には2ページの一番下なんですけれども、特に文化運動としての地域史として、どう評価できるのかできないのかですね。地域づくりにどのくらいのインパクトを与えてきたのか等々、こういったのが少し評価・検討の対象になるのかなというふうに考えています。

3ページですね、5番です。最後になるんですけれども、「これからの地域史」ということで、今後どういうふう展望できるのかというのを少し考えてみたいんですけれども、①で「総合計画を意識した地域史編集」と書いてあります。「総合計画」、あまりお聞きにならない言葉かもしれませんが、4ページをおあげください。

4ページのほうに、真ん中、少し上のほうですけれども、「語注」というのが書いてあります。「総合計画」「地方自治法」、難しい言葉が並んでいますけれども、「旧自治法第2条第4項」と書いてあります。その第2条第4項に、どんなことが書かれているかという、「市町村は、その

事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」。要するに、これも計画行政だと思ふんですけれども、基本構想というまちづくりはこうしますよという、基本構想を立てて議会の議決を経て、それをもとにやりなさいという、簡単に言うとそういうことなんです。

具体的には、その基本的な考え方をまとめるための基本構想というのがあって、じゃあそれをどのように実施しようという基本計画がございます。さらに、その細かい実施計画につながって、例えば基本構想を10年とすると、基本計画は5年ごとに分けて、2回に分けて、前期基本計画、後期基本計画、さらに1年単位の実施計画を、これはローリングという手法を使いながら見直していくという、そういう計画行政をやっていたんですけれども、これはあまり時間がないので、その下のほうは後でござんになっていただきたいのですが、そういった計画行政というのは、あまり現状にそぐわないんじゃないかということで、今、この自治法です、第2条第4項というのは今現在なくなっていて、議会の事項のところに移って、やってもいいよみたいな感じで位置づけられているということです。

3ページへお戻りください。3ページの「総合計画を意識した地域史編集」と書いてありますけれども、総合計画は今、紹介しましたように、簡単に言いますとまちづくりです。我々、宮仕えといえますか、公務員にとって、この総合計画というのは一種の行政の憲法なんです。この憲法を意識した地域史編集をこれからやらないといけないだろうという感じがしています、\*印のところですけども、個性豊かな地域史を目指したいということで、我が沖縄市の事例を紹介しています。

沖縄市の特性というところが、総合計画に書いてありまして、ちょっと読ませていただきますけれども、「国際文化観光都市」、これは沖縄市の将来の都市像です、その「実現に向け、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいる」。「また、エイサーをはじめ、ジャズやロック、民謡など、伝統文化と異文化が融合した戦後沖縄の文化でもひと際特徴的な「コザ文化」が醸成され、常に沖縄の戦後文化をリードしてきた」。「沖縄の戦後文化をリードしてきた」という、これ、ちょっと言い過ぎじゃないかなという感じはしますけれども。

その総合計画を意識してですね、我々市史編集事務局、沖縄市史の現場では、その我々の歴史個性である戦後史、沖縄市というところは、皆さんご存じのように1950年代の本格的な基地建設に伴って急激に都市化したまちなんです。その地域個性にこだわった、実は資料集というのを結構出して、しつこく出してきています。

例えば『仲宗根山戸日誌』というのは、これは2冊出していますけれども、仲宗根山戸さんという方は越来村長で、終戦直後の嘉間良に避難民収容所というのがあったんですけれども、そこの班長をしていて、その終戦直後の模様がよくわかる日誌を残されているんですね。それを活字化しました。それから『ロックとコザ』、ロックというのは、沖縄ロックというのはコザが発祥地と言われますけれども、そのロッカーたちの中でも主要メンバー5名ぐらいですかね、集めてですね、我が大学(沖縄国際大学:編者注)の石原ゼミと協力してオーラルヒストリーをやっています。それをまとめたのが『ロックとコザ』というものです。

それから『インヌミから』。インヌミというのはご存じのように終戦直後、敗戦直後ですね、県外や国外から沖縄県民17万人、引き上げてきたというふうになされてきていますけれども、その17万人の引き上げ者を受け入れた収容所がインヌミでして、そこで働いていた職員、あるい

はそのインヌミに収容された人々の体験記録、オーラルをやって1冊にまとめました。

それから『米国が見たコザ暴動』なんですが、これはわざわざメリーランドのアメリカの国立公文書館まで行って、ずっと知りたかった米軍がコザ暴動をどう見ているかというのを知りたかったものですから、まずはアメリカまで行って、とってきて、それを琉大の保坂(廣志:編者注)先生等々をお願いして、翻訳したのが『米国が見たコザ暴動』です。

それから『KOZAひと・まち・こと』というのは、コザの風景を写した写真集です。『21歳のアメリカ将校が見た終戦直後の沖縄』というのは、ワーナー・B・バースオフさんというんですけど、ハーバード大学の名誉教授で、彼は若き海軍の将校として嘉間良の収容所にいたんです。そのころ、嘉間良も含めて100枚余りの終戦直後の沖縄の写真を撮ってまして、それを本にしたのが、この『21歳のアメリカ将校が見た終戦直後の沖縄』です。

あと、ここに書いてありますけれども、『エイサー360度 歴史と現在』という本も我々、観光協会とか、それから芸大の久万田先生あたりと一緒にやっています。これは何かというと、皆さんはどう思うかわかりませんが、うちの観光協会のほうは「エイサーのまち コザ」というふうに標榜してまして、実際に平成19年でしたかね、6月には「エイサーのまち宣言」もやっているぐらいで、じゃあそういうまちだったら市史編集として何ができるのかということで、エイサーに関する市内の青年会はもちろんですね、県内・県外、あるいは国外のエイサー団体まで調査して、相当数の執筆者をお願いをして、エイサーに関する本、「360度」というのは、希望的なタイトルなんですけど、この1冊を見れば、全部わかるよみたいな意味を込めて、360度というタイトルにしたんですけれども、そういったこともやっています。

それから、沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリート」というのがあるんですけども、皆さんご存じのように我が沖縄市だけじゃないと思いますけど、中心市街地がシャッター通りというふうに揶揄されていて、全国的に非常に今、厳しい状況にあるんですけど、そういった町並みを見たときに、市史編集担当として何ができるのかということで、思いついたのが「ヒストリート」という、これはパルミラ通りという商店街で空き店舗を使って、戦後をテーマにした展示室を無料で開放しています。そこにお客さんに来ていただいて、周辺のレストランを利用してもらったり、買い物してもらいたいという意図でつくってございまして、ここに書いてありますように「空き店舗対策と地域商店街振興」、それから「観光振興への寄与」というのを目的にやっております。ちなみに1日平均52名ぐらい、年間ですね、一万五、六千人ぐらいの来室者がございまして。

さらに、紀要といいますが、純粋な紀要ではないんですけども、情報誌も含めてですね、『KOZA・BUNKA・BOX』というのを毎年、これも戦後をテーマにした冊子なんですけれども、コメンテーターの山崎先生にも結構頑張って書いていただいていますけれども、今年度12号をやがて出す予定です。毎年つくっているということですね。以上が沖縄市の動きなんです。

②ですね、これからの地域史づくりというのは市民ニーズはもちろんなんですけれども、行政はいろんな課題を持っていますけど、それに地域史としてどのように役立つのかと、そういったところも少し意識してやったほうがいいんじゃないかというような気がしています。

そのような中で少しおもしろい事例がありますけれども、③地域史の継承ということで、那覇市歴史博物館が2006年(平成18年)7月にオープンしています。これは市史編集事業の過程で集めた膨大な史資料、尚家継承文化遺産、これは国宝なんですけれども、それから横内家資料等、この横内家資料というのは明治から大正初期にかけて、沖縄県庁の職員であっ

た横内 扶(たすく)さんという方が寄贈した資料なんですけれども、そういったものを含めて9万点余の保存・展示活用しているということです。特に強調しておきたいのは、膨大な史資料とありますけれども、那覇市さんの場合は家譜資料に代表される非常に貴重な資料を集めています。

さらに我々、沖縄県地域史協議会が発足したときにですね、那覇市さんの持っている歴史資料、物すごく役に立ちました。いっぱいみんなでコピーして勉強したというのを覚えていますが、その意味で那覇市が果たした役割というのは非常に大きなものがあるなというふうに考えています。

読谷村の事例ですけれども、「(仮称)読谷村総合情報センター」というのを、どうも構想しているらしくて、この間、少し遊びに行き行って担当者に話を聞いたら、本当かどうかわかりませんが、平成33年度完成予定らしいです。役場の前につくるらしいんですけれども、そこは図書館であるとか公文書館、それから読谷村史ですね、FMよみたん等々を収容した複合施設をつくらうという、そういう構想らしいです。その中で情報発信の拠点、あるいは読谷学とか読谷地域学というものの拠点づくりを目指して、今、頑張っているところです。

最後になります。ちょっと時間はオーバーしていますけれども、「まとめにかえて」ということで、今、私が何を、どういったことを考えているかというのを少しご紹介して終わりたいと思います。

今後の地域史づくりは、さまざまな市民ニーズや行政課題の解決に可能な限り努めるとともに、地域の歴史個性を明らかにし、その歴史個性に基づいたまちづくり、地域づくりにどう寄与できるかが大事になると思います。それは、結局、地域史づくりの原点に戻り、「名護テーゼ・浦添方式」の更なる深化を意味していることに他ならないと考えています。

その地域の個性に基づいた歴史像みたいなものをつくり上げて、構築して、そのもとにまちづくりを行っていったほうがいいんじゃないかと。その根底には、「名護テーゼ・浦添方式」がありますよということなんですけれども、ここで「深化」という言葉を使っているのは、浦添方式、確かに非常に欠点のないというか、よくまとまっているんですけれども、全市町村が浦添市さんみたいにやるんじゃないかと、例えばある市町村は戦後史にこだわってもいいんじゃないかと。民俗にこだわる、そういった少し地域の事情に浦添方式を少し見直してですね、やっていくということも大事じゃないかというふうに考えているところです。

大分時間はオーバーしてしまいました。とりあえず、これで私の報告を終わらせていただきまして、その後はコメンテーターを交えてですね、楽しい議論ができればいいかなというふうに思っています。どうもご清聴ありがとうございました。

(拍手)

## ○司会

少し呉屋さんの報告の後に、ディスカッションの場を持ちたいと思いますので、呉屋先生よろしくお願いいたします。

呉屋先生の報告ですが、先ほど紹介いたしました「文化財保護行政の取り組みと課題ー普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けてー」というテーマでの報告でございます。少し画像を提示しながら、それに沿って進めていただきたいと思います。では、呉屋さん、よろしくお願いいたします。

## ○呉屋義勝

皆さん、こんにちは。呉屋と申します。先ほど恩河さんのほうから「自分は年取って体力がないので、座らせていただきます」というふうにおっしゃっていたんですけども、僕のほうは頭が若い人たちについていけなくて、これから見る画像のほうでぼやけたりしているのがあると思いますので、これはご了承ください。どうもパワーポイントで資料がつかれないんですよ。そして携帯電話も、まだガラケーなんです。スマホを持つとは思っていません。難しいことはしようと思いませんから。

それでは今、お話したように、いろいろと映像関係のほうで見苦しいところがあると思いますけれども、よろしくお願ひします。

そして、僕のほうはもともと行政にいたものですから、自分の考えというのはとりあえずそばに置くしかありません。あくまでも地域の方々、そういうところでは先生方、あるいは行政の方々、いろんな方々のほうで、一応おっしゃることをいろいろと聞いて、こういうふうにとまとめるのが仕事ですので、ですから技術関係のほうに一応データのほうをご紹介します。

でも集めすぎて69個もあるんです。そこで、その69個の内容ですけれども、皆さんのお手元の資料のほうに両面コピーのほうで4ページもあるんですけども。まずタイトルのほうで「文化財保護行政」、あくまでも行政の取り組みと課題。それで今回については「普天間飛行場の跡地利用計画の策定に向けて」、これが中心です。

そして、1番目の「はじめに」、(1) 宜野湾市と普天間飛行場のあらまし、そして(2) で宜野湾市の文化財情報の取りまとめ、(3) で普天間飛行場の文化財のあらまし、これはコマ数が多いんですけども、実際の普天間飛行場のほうにどんな文化財があるのか知ってもらいたいために、ちょっと資料のほうでざらになってほしいと思っています。

そして、中身のほうになるんですけども、2点目に普天間飛行場の文化財保護行政の取り組み、これについて、市の教育委員会のほうが事務局になって、地域の方々、学識の方々、そしていろんな方々のほうから教えてもらったのを、取りまとめた内容になっています。

そして、その中で2点あるんですけども、前段として普天間飛行場の戦前の状態、旧土地利用がどうだったのかというのを、こちらの崎浜先生をはじめ、南島研のほうに取りまとめたいただきました。これは平成17年、平成18年のほうで2冊の本となってまとまっています。これについては、また専門家がそばにいるものですから、僕のほうからは一切コメントしないようにしています。詳しいことは崎浜先生のほうに。そして僕のほうで報告するのが、かぎ括弧のほうの「重要文化財保存整備基本構想作成業務」、平成26年段階の行政、市の教育委員会の考え方のほうを紹介したいと思っています。

そして3点目、普天間飛行場の跡地利用計画に係る行政の方々、ないしは地域の方々のほうでやってこられた取り組み。特に、今現在の中間取りまとめという大きい骨組みのほう仕上がっています。今、跡地利用計画という、また肉づけのほうを、これから進めていく予定ですので、とりあえず大きい骨、骨格については、この中間取りまとめのほうで出ていますので、これをご紹介しますと思っています。



それで4番目に、きょうは十分時間をかけてお話しさせてもらいたいというのが、普天間飛行場の地権者等の意向と取り組みです。これについて、今回のテーマのほうで「地域史と景観復原の視点から」ということでありますので、先ほどのパレスチナの問題がありましたが、地域の方々、地権者の方々のほうが実際に文化景観、文化財をどう考えているのかというのを、事実関係のほうで紹介したいと思っています。それを元にして、今後、普天間飛行場の景観復原がどうなるのかということが若干見えるかもしれません。

ですから力点のほうに、4のほうに行きたいものですから、1、2、3については素早く終わっていきますので、これはご了承ください。それは4のほうで、特に関係地権者等、普天間飛行場のほうに土地を持つ地権者の方々の意向が、平成20年で報告されています。

そして次に、普天間飛行場の地権者でもあり、また地権者ではないんですけれども、今後、普天間飛行場について考えていきたいという若い方々のほうが、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」という方々が随分勉強なさっていますので、その方々についても若干報告したいと思っています。

それから大きいのが『写真集じのーんどーむら』で、宇宜野湾郷友会(によるもの:編者注)です。その方々の活動について、これは若干長めになるかもしれませんが、報告したいと思っています。

あと、5点目については今後の課題ですけれども、これも先ほどお話ししたように、行政の一人としては、一つの方向性というは出しません。あくまでも地域の方々のお手伝いとして、このほうは今現在考えています。ですから地域の方々が何を望んで何を考えているか、それに対して、やっぱり行政側についてはお手伝いとしてできることをやっていきたいと思っていますので、とりあえず先生方のほうとか、地域の方々が考えている課題について、若干話をさせていだきたいと思っています。

それでは、ちょっと飛行機に乗るつもりで、最初は飛ばします。まずは普天間飛行場にどんな文化財が眠っているのか、これについてごらんになってほしいと思っています。

このほうが現在の普天間飛行場ですね。これが普天間飛行場、481ヘクタール。そのこのほうに、周辺のほうに宅地のほう、市街地のほうが取り巻いています。一部の人については、もともと普天間飛行場には何もなくて、その基地ができたために人々が住んだという話をしておりますけれども、去年のほうには朝日の報道関係でも一応言われたりしていますね。

これは普天間飛行場に建設している建物です。そうしたらもう、この普天間飛行場も含めて、こちらのほうが真志喜、キャンプ・マーシー。こっちがマリーン、白いところのほうが、ここもあるんですけれども、米軍のほうが本土決戦に向けて、いろいろと基地を造成している状況です。

そこで、その普天間飛行場のほうがつくられて、どういうふうにして今の自分たちとかかわっているかですけれども、まず普天間飛行場について、宜野湾市の25%、そして今度は軍人・軍属3,200人、それで日本人のほう、ウチナンチュのほうを中心として200名。そして面積については先ほど話したように481ヘクタールぐらい。その中で、やっぱり民有地が437.8。民有地のほうが多いです。市有地が69、国有地が35.9、ですから圧倒的に、これは民有地ですね。

それで地主については、平成25年3月現在、3,818人です。それで平成24年の実績で年間賃借料が69.53(億円:編者注)。そして普天間飛行場については、また先生方のほうから教



えてもらっていないんですけれども、公文書館のほうに保管されている写真のほうのキャプションのほうに、6月15日に関して、同年(1945年:編者注)9月1日より完工したということがあるものですから、恐らくそれについて、近いころにつくられたのではないかと思っています。

実際に米国政府がつくった最後の戦い、あれのほうの日誌とか、記録を見ても、やっぱり5月については梅雨で動けなかったという状況ですから、6月1日ごろになったら、配備を見計らって、米軍のほうがどんどん侵攻したということがあるものですから、今現在については、最後の戦いに基づいて、ちょっとこれを詳しく先生方のほうに検討してもらいたいと思っています。そして、あとは通常の建設後の関係の問題です。

これが戦前、昭和19年です。囲めばよかったんですけれども、僕のほうでまだパソコンを使えないものですから、とりあえず、これが普天間飛行場、現在の。そのほうでは旧宜野湾村役場、役所ですね。それで、今でいう国道、公共施設、そして今度は公道についても普天間飛行場の中を走っている状況です。これは昭和19年、それを中心としたものです。

そして皆さん、この写真をよくごらんになると思うんですけれども、僕のほうで一番好きなのは、この写真です。喜友名のバス停のほうから海を見たところ。ですから、チャタンターヴッカ(北谷田芋畑:編者注)、あれのほうがかっこよく見られます。ですから、僕が一番好きなのは、これですね。戦前の農家の水田がかっこよく出ているんです。

それから嘉手苧林昌さんのほうで、「唐ぬ世から大和の世 大和の世から…」という話がありますよね。やっぱり沖縄のほうでも琉球王国時代、日本国、アメリカ合衆国、日本国ということでいろいろと変わっていくんですけれども、その行政区単位のほうも、やっぱり皆さんご存じのように義務化ということがあるんですけれども、そして行政の責任者、今の市長さんもいろいろと変わってくるみたいですね。これを言うと、勉強不足で間違いもあるかもしれませんが、ですから言えるのは宜野湾市についても、大体近世、琉球王国時代から、いろいろと連続として今になって、途中で沖縄戦というのが出てくるということですね。

これが先ほどの失敗です。宜野湾市については、近世の初めから14字、14村のほうから行って、後で屋取集落のほうが一つの字、村を構えていきますので、表は一応変わらない状況ですけれども、途中のほうで、屋取集落のほうが出てきます。

そこで、次、普天間飛行場のほうですけれども、先ほどのもともと何もなかったんじゃないかという話ですけれども、接收以前の宜野湾、普天間飛行場には伝統的な村落である字宜野湾、神山、新城の集落と、ヤードウイ(屋取り=地方に移住した土族などが開墾した集落:編者注)である字佐真下、赤道、中原、上原の屋敷があった。他に普天間、喜友名、伊佐、大山、真志喜、大謝名の村落などが存在していた。

ですから、大もとは当時の戦前の21字のうち、14字についても普天間飛行場に接收されています。具体的に何が接收されたかですけれども、平成9年3月の地籍調査のほうで畑が2,516筆、宅地が620筆、山林584筆、墓地542、雑種地43というような土地利用関係のほうで接收されています。これは、きょうの話の筋になってくると思うんですけれども。

そして先ほどもお話したように、やっぱり間切番所、役所、それとこの宿道、今の公道関係も、その普天間飛行場にありました。そして、地域の方々のほうが今、アイデンティティのよりどころとして考えるのが宜野湾街道の松並木。これは、地域の方々のアイデンティティはすごいんです。これについては後ほどお話しますが、これは普天間飛行場の戦前のほうの接收状況です。これも解像度不足。

先ほど宜野湾市の大方についての字が接收されたという話をしたんですけれども、こちらのほうでは大山、そしてこちらにある宜野湾、神山、ですから大もとのほう、大きい字のほうは接收されています。そして、これはいいとしても、1939年のヤードウイの中原とか、長田とか士族系統のヤードウイのほうを構えますので、また再分割されています。

そして普天間飛行場によって、周辺に固まってくるということで、そして周辺のほうにいろんな部落のほうが集まって、それから市街地ですね。そして、また後で話をするんですけれども、実際に普天間飛行場に住んでおられる方々、あるいは市有地から返ってきた、自分の住みかもない方がいらっしゃるものですから、行政区のほうの再編が出てきます。ですから宜野湾市については、野嵩から左回りで1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11で19区、これが行政区です。

でも、ほかのところについては野嵩とかについては、野嵩の方々が多いものですから、野嵩はいいんですけれども、この19区については、もともといらっしゃる方が多い、愛知の方々と、旧神山の方々、普天間飛行場の方の2つが入ってきたものですから、「いや、自分たちは愛知がいい」、「いや、自分たちのほうは神山がいい」ということで、決着がつきませんでした。

それでやっと4年前に愛知区にしましょうということで、神山側は折れました。ですから子供たちのこと考えたら、19区というのはむなしんじゃないか。ですから伝統的なことは残したいということで、折り合いがなくて、一応愛知ですけれども、住居表示のときには神山を使いたいという話をしています。

そこで、今話したんですけれども、これはぜひ皆さんのほうで検討してもらいたいですけれども、僕は生まれも育ちも真志喜なんです。そして僕のほうのおうちはこっちですけれども、自分が子供の時には歓会門に行く途中にある「かねひで」、あっちは自分たちの遊び場だったんですよ。大字は真志喜でした。

でも区画整理が終わったら今の行政区は大山です。今度は自治会のほうで、自分は真志喜なのに、目の前の斜め向かいは大山の自治会に入っています。そして、大まかに言うんですけれども、宜野湾市のほうでは字と行政区、自治会、そしてまた住居表示変更をしましたよね。ですから、何が何だか、ちょっとわかりません。

というのは、お年寄りと話をして、話ができないんです。私が言う真志喜は「かねひで」のところの大山も含んでいるんですけれども、区画整理終わった人たちの子供たちは、あっちは大山だと言うんですよ。ですから、世代によって、その真志喜、大山という言葉の意味のほうも違って、さあこれからどうしようというのが、また普天間飛行場の接收関係のほうで、一つの問題点として出るかもしれません。ですから、ちょっと話づらいんですね。

それともう一つ、今度は郷友会が出てくるんですよ。ですから何言っても宜野湾の出身でしたら、郷友会、こっちなんです。ですから宜野湾市のほうで、この一つの組織自体についても、戦後いろいろと併合関係があって、何とか整理できればいいと思っているんですけど。

そこで次、2番目の宜野湾市の文化財情報の取りまとめですけれども、沖縄県のほうでは一番古いほうで3万2,000年前の那覇市の山下町に文化財があるんですけれども、それからいろいろと貝塚時代、グスク時代、それで今度は近世琉球、そして近代沖縄というふうに変わっていくんですけれども、大体文化財の考古学の場合については、これは土器の形でわかっていきます。

でもこれについて、文化財遺跡が見つかったら年代がわかっていくんですけれども、それ

では今現在に、この埋蔵文化財、遺跡のほうがどう変わってくるかというのが、ちょっとまいで説明したいと思っています。

この点々のほうが、過去の戦前も含めた遺跡、そして生活の住み跡、あるいは畑跡です。ですから、一番特徴的なのがこちらのほうに琉球石灰岩というのはありますよね。ブロックみたいな。琉球石灰岩はこう来て、こう来ます。そうしたら、こちらのほう、クチャ(沖縄海泥のこと:編者注)、ジャーガル(陸成未熟土のこと:編者注)、文化財、ありません。ですから、こちらの開発についてはおくらせています。

でも玉城病院、あっちのほうには文化財があります。人の住みかが。でも、あちらのほうはジャーガルジージャの上に石灰岩が載っていますから。ですから、宜野湾市のほうで一応住みやすかったのは、昔のほうは石灰岩ですけども、今現在についてはやっぱり耕地化も進んでいるものですから、こちらのほうにも畑があります。

ですから、大昔の文化財を調べるときに、一つの地質、これが重要になります。そして地質のほうで、石灰岩がこうあったんですけども、こちらのほうが大山のターブック(田んぼ:編者注)こちらのほうに崖があると思います。ですから伊佐のほうから崖があつて、こちらのほうにまた文化財が多いです。

そして、この一帯は森川、そして喜友名の旧パイプライン、あちらのほうにも一つの崖があるんですけども、そのこのほうもまた文化財の密集地です。

普天間飛行場について、ちらほらですけども、これは戦後、調査を十分やっていないために不明です。でも、言えるのは、こちらのほうが旧宜野湾、こちらが旧神山、こちらが旧新城ですけども、こちらにも小さい崖があつて、そのこのほうにまた文化財が密集して、近世、戦前の部落のほうで、よく集中しているところです。そして水が多いんです、こっちは。ですから文化財のほうでは、こういうものを手がかりにして、次からは宜野湾のほうの人々の生活の移り変わり、これを確かめるようにしています。

平成26年、おとし3月現在のほうで、宜野湾市のほうでは旧石器時代相当から、あるいは明治、大正、昭和初期にかけて360カ所ぐらいの文化財が見つかっています。

そしてこれをまとめたのがこれですけども、3,500年から3,000年前、本土で言う縄文時代ですけども、宜野湾市については謝名遺跡群という、こちらのほうに、一つの縄張り権があるみたいです。ですから、こちらのほうに小さい部落があつて、大きい部落が一つあつて、そのこのほうのまた大きい墓があつて、またイトウの石器、石物を製作する場所をつくったりして、何らかのかかわり合いを持っていた人たちが、一つの縄張り権を持っているみたいです。

そして今度は、こちらのほうに1つ。こちらのほう、一つ。これが一つ。この3,500年から3,000年前だけを見れば、これ、ほんとにかいなと思うんですけど、次の展開を見たら、一応言えるかもしれません。

そして3,000年から2,500年前になったら、どんどんまた昔の生活、住みかのほうが出てきます。2,500年から1,000年前、これについては、数が少なくなっているんですけども、やっぱり大きな面としては見えるかもしれません。これも一緒ですね、1,000年から900年前。

そこで皆さんのほうでご存じのグスク、古琉球、そのこのほうで今度は文化財、遺跡の数がどんどん増えていきます。今、このようにくくっているんですけども。そして近世琉球、江戸時代相当、1609年から1879年。それと、これまで続いてきた文化財のまとめ、縄張りに沿う形で、また一つの領域が出てくるみたいです。これについては、1649年の「絵図郷村帳」、嘉数、

嘉陽区、そして総称して謝名、そして今度は分割して大謝名、謝名、内みな、そして今度は宜野湾、神山、そして伊佐、喜友名、新城、安仁屋、汀良というような、これに相当する、今でも拝みの対象として、こういうところが出てきます。場合によっては古墓についても、こっちは今、大山ですけれども、宜野湾、神山の方々が、こちらにまた古い墓を持っています。

ですからこの一帯では、地名のことをジノンサーラとか、あるいは宜野湾のほうに古い門中でチャシというのがあるんですけれども、チャシの門中の墓もこっちにあったりして、やっぱり言い伝えのほうで、これが一致する可能性が高いです。古墓との関係で。

そこで、実際にその文化財について、これから説明するんですけれども、平成24年の9月から後ほどお話しする普天間飛行場の文化財をどうするのかということで、市民の方々に知ってもらうために「ぎのわんの歴史・文化遺産を歩く」と言って二月に、隔月ごとに1回、一応これは報告させてもらっています。

やっぱり市民の方々が一番関心を持っているのが、この普天間参詣の並松ですね。これは普天間飛行場ですけれども、並松のほうが嘉数中学校の前のほうから佐真下ゲートを通して、このエプロンを通して、野嵩ゲートのほうに行って、普天間宮に行くという。この道筋のほうがあって、これは市民の方々が一番残したいという形、場所になっています。これもそうですね。

そして市民の方々が、また自分たちの村のルーツを調べる場合、御嶽という拝所のほうと、やっぱり泉ですか。これは今でも大切にしています。宜野湾のクシヌウタキ(後ろの御嶽: 編者注)、宜野湾のメヌカー(「前の泉」を意味する洞穴の前に設置された樋川のこと: 編者注)、新城のシリンカー、こういうものが今でも残されたり、生まれたりしている状況にありますけれども、これをいうと、市民の方々が一つのアイデンティティとして考えているものです。

これが、先ほども言いましたように、後ほど全体的に説明するんですけれども、宜野湾郷友会ゆかりの拝所です。ある米軍さんのほうが車を盗んで突っ込んで、これを倒してしまったものですから、それで郷友会のほうが何とかしたいということで、郷友会の指導を受けて教育委員会のほうで元のおりに復元しました。そしてやっぱり部落の方々は、拝みにも来られています。

そして今度は、今、普天間飛行場のほうに樋門が1本あって、土のほうと砂が埋められた状態のものがあるんですけれども、今でも部落の方々が泉の清掃をして、いろいろと管理していますけれども、1950年代まではきれいな、こういう石積みが残っていました。これについては明治のほうで、いろいろと研究をされた方々がいて、やっぱりこの泉はすばらしいということをおっしゃっています。実際に、これを発掘調査すれば、昔の状態で出てくるかもしれません。そして郷友会のほうでも、これを残すすべについて一つのマスタープランをつくっています。

これは新城のシマンヌカー、今でもこういうふうに残っています。もともと洞窟ですけれども、その水の便を求めて、つらいながらも水くみに行って、戦前は暮らしたみたいです。

これを誰かが読めたらノーベル賞、少なくとも沖縄文化功労賞をもらえませんか。沖縄のロゼッタストーン、まだ解明されていません。それと、この石板のほうが出てきたのが、また普天間飛行場のほうにあるテラガマ洞穴遺跡、こちらのほうで出てきました。ですから神山については、今は民間地、フェンスの外ですけれども、中のほうには、こういう昔ながらの拝所、泉、こういうのが今でも残って、されています。

そして、今話したこれがロゼッタストーン、やっぱり誰か解明してほしいですね。そして、先ほどのオーラルヒストリーとも関係あるんですけども、実は、これは偶然見つかったわけではないんです。これは普天間宮の宮司さんが見つくて、これは僕が見つけた。でも、話は、仲村春勝さんという元市長さんとか、地域の方々が、このテラガマのこっち側にいると、石があって、その石にいろいろ模様があったという言い伝えを10名ぐらいの人から聞いていたんです。

それでということで、普天間宮の宮司さんと一緒に調査をやられていたんです。ですから地元の方々について、この石を覚えています、戦前あったということ。もちろん先ほどの泉とかについてもそうですけれども、ですから石1個だけでもやっぱりお年寄りの方々は覚えているということですね。これが、これで出てくる状態です。

そして、神山のクシヌカー（「後の泉」を意味する湧泉：編者注）、これについては今、こういう状態で、こちらのほうで一応ガソリンタンクがあるものですから若干しみ込んで、臭いにおいがするんですけども、戻ったらこういうふうにして石積みがきれいになったそうです。

そしてこれについても、米軍のほうは1980年代ぐらいですか、こちらのほうで演習地帯をつくらうとして、それで防衛のほうはせつて、教育委員会のほうは依頼を受けて調査をしたんですけども、戦前のトゥンヌウガンジュ（冬の拝所？：編者注）、そして井戸、こういうのが至るところに残っていました。それで防衛さんのほうと相談して、これは神山の重要な住んだ場所なので、何とか残してほしいということで、工事については一応バツになって、今も昔の状態が残されています。

そして、驚くことにウシナー（闘牛場：編者注）が残っているんですよ、あの土手が。これは驚きました。やっぱり地元のほうからいろいろと教えてもらって、こっちにトロッコ道があって、トロッコ道のそばのほうになったら、ウシナーがあって、そしてこっちのほうに入り口があって、こっちに入り口があって、今度は、喜友名と、ほかの部落の牛が闘って、その牛が逃げた人が死んだものですから、明治のほうで、これはもう使わなくなったということです。これが古いウシナー。これがきれいに残っていますので、実際これがあるんですね、牛が逃げないような、そしてこういうふう。ですから、こういうものも明治時代のものがきれいに残されています。

そして普通、亀甲墓、これについては明治ごろしかつけれないというんですけども、こちらの墓については1736年とか1758年、1827年につくったという年齢が書かれている厨子甕（ずしがめ）等、あるいは石碑が残っている墓です。ですから、こちらのほうではナナチバカ（七つ墓：編者注）、地元の方々にはナナチバカと言うので、由緒正しい場所として考えているところです。これを米軍のほうは整地して、崩して、修理工場をつくりたいという話があったんですけども、一応これは残してもらって、今、普天間飛行場の、ここに一応修理工場は残っています。

これは墓ですね。1736年の墓、1827年、1758年、ナナチバカのほうで重要なことがあります。そして、墓だけじゃなくて、この屋敷跡、そして今度は豚小屋、そして今度は井戸、これも戦前の状態で残っています。赤道はヤードウイ（屋取）集落と言って、そこには台所のしっくいとかもきれいに残されています。これについては普天間飛行場の民間側、神山側のほうから見える場所ですけども、これを見たときにも驚きました。でも、やっぱり地元の方々には覚えています。「残されているよ」といった話が。

実際にやっているのは、これは今、白黒ですけども、カラーのほうで市報のほうに出ている

ますので、これについては市報を検索なされたら、この情報のほうが手に入れられると思います。これはあれですね、これは集落か。今、普天間中学校一帯のほうに、新城の方々は住んでいるんですけども、もともとは野嵩、そこのほうに住んでいました。実際に今でも、この地下のほうには井戸の跡が残っています。

これはまた7ゲートの近くですけれども、那覇防衛さんのほう、今、沖縄防衛局のほう、こちらのほうにため池をつくりたいというのがあって、教育委員会のほうで調査をしたら、ぽこぽこ穴があったり、あるいは溝があったりするのが見つかっています。どうもこれが800年、600年前の畑跡みたいです。

そしてこれは、まだはっきりわかっていないんですけれども、今から2,500年から3,000年前、こちらのほうで畑をつくる溝みたいなものが数本あって、もしかしてこれは畑跡かもしれません。でも、今のところ、沖縄のほうでは800年前が古いと言われているものですから、これが2,500年から3,000年前と言ったら、これはちょっと頭が痛いものになります。

でも、実際に見てわかりますよね。こちらは粘土質の灰色っぽい土が入っています、水がそしてこちらのほうに、物をすり潰す石の皿が出ています。ですから、明らかに人が掘ったものが出ています。そして、これもちょっとわかりづらいんですけれども、こちらからこうあって、これは木の実とかをすり潰す石器、こういうのも出ていますから、やっぱり何かあったかもしれません。

こっちも点々として埋めてありますけれども、これが昔のほうの建物の柱の残り跡です。これはまた伊佐のほうの近くに、よく残されています。ほかにもまたケレンケレンガマという防空壕、これもきれいに残っていますね。これは昔のおうちの跡、いわゆる竪穴住居です。

ちょっと本題に近くなりましたけれども、まず文化財保護行政側から見た取り組み、これについて、ちょっと写りは悪いんですけれども、平成26年3月のほうで、一つの基本構想をまとめてみました。ですから地権者の方々、それでいろいろな先生のほうで検討してもらった成果です。

これが平成26年3月ですけれども、言葉については今、抽象的な形にしか書かれていません。やっぱり答えになったら、これは地権者の方々、市民の方々がどう捉えているのか、どうしたいのかというのを十分把握しないと、行政のほうはお手伝いできないものですから、ですから基本構想も、これは市民が主役でありますよ。そして基本構想の趣旨は、先ほど恩河さんからあったように新たなまちづくり、地域アイデンティティ。そして理念についても、やっぱり市民サイドのものですね。

ですからテーマについても市民の方々が参加していらっしゃることによって、決めたいということ。でも、そこで市民の立場として、地権者・地域住民が跡地利用計画の主役。それで今度は保全活用、保護活用、再生活用、そういう一つの考えを出しています。これがこれからの事業計画をつくる側との関係性が出てきます。

ですから普天間飛行場にある文化財については、保全すべきもの、保護すべきもの、再生して全部活用するべきものを考えていきたいと思いますというふうなことにしています。

そして、先ほどは理念的な考え方だったんですけれども、今度は時系列で考えてみた場合、今の私たち、そして今ある普天間飛行場は、あくまでも宜野湾市のほうの自然環境と地理的条件に育まれて、何千年前からの沖縄貝塚時代、グスク時代、近世琉球、それで戦前の近代沖縄史、そして現在、これが一つの流れではないか。そしてもちろん、その宜野湾市、そし

てこれは全世界ですけれども、大昔からの痕跡が先細りながらも残っているでしょう。ですから、今ある人、土地、そして今度は道具そのものも、「過去」あってこそ初めてあるという考え方です。

そこで、宜野湾市の普天間飛行場について、こちらのほうに、ちょっと見えにくいですがけれども、基地接收があったんですよね。そこで一つの切れ目が出ています。ですから強制的にみずからのほうの判断ではなくて、外圧的に、そこで切られてしまった。そこで、自分たちのほうは、その過去から一緒に、現在から自分たちの生活を見据えましょうということで、一応これを見据えたらどうなるかというのを考えています。ですから先ほどは理念的なところですがけれども、実際に物を見るときには、これを見て、考えましょうということで、今、教育委員会、そういう関係者の方々は考えていらっしゃると思います。

そして、それを元にして、それじゃあその過去からもたらされた文物は何があるのか。そしてソフトの面として何があるのか。ちょっと絵を描いてみました。一応これ、絵ごとですから。物事を進める場合、やっぱり一つの決まり事をつくらなければいけないものですから、国の文化庁は近世、江戸時代相当以降については、これは重要なものとか、特に重要なものを文化財として見てくださいよと言ったりします。

でも、沖縄についてはもともと古文書、地域の歴史を知る材料が少ないものですから、そこで地下に埋もれている埋蔵文化財も大きな力になると思うんです。

そこで、今度は文化庁の考え方等もあるんですけれども、県の文化課が率先して沖縄については、やっぱり近世、江戸時代相当以降も文化財として考えましょうということですから。

それから僕たちのほうも、これから跡地利用計画が進むものですから、重要なものについては、こういう基準で残すように努めましょうという、一つの基準づくりをしました。

そして今度は平成17年度ですけれども、それで近世、江戸時代相当期についても、こう取り扱しましょう。特に地域の方々、地域の村々を知るためについては、これは重要な文化財と考えましょうということで、決めておきました。

そして明治相当の近代、これについても平成23年ですけれども、これに該当するもの、地域の歴史と文化、地域のアイデンティティについて語られるべきものについては残していきましょうという、一つの指針づくりをしています。

ですから重要なものの文化財の取り扱いの基準と、今度は江戸時代相当と、明治・大正・昭和初期相当については、こう扱しましょうという幾つかの決まり事をつくりました。

そして、僕たちのほうは、こういう決まり事とか、また地域の方々とも相談して、これまで普天間飛行場の跡地利用計画といろいろ相談したり、あるいは両方のほうには地権者、学識経験者、あるいは産業関係者もいらっしゃるものですから、トータルとして今、跡地利用計画が進んでいます。

そして、その中でも文化財の話のほうは平成20年3月ぐらいに広域緑地、普天間公園はどうするのかとなっています。普天間公園、普天間飛行場の481ヘクタールのほうで、100ヘクタール以上については公園にしましょうという話があって、今現在については150ヘクタールぐらいになっています。

そうしたら平成24年のほうで、コンセプト、一つの考え方ですけれども、沖縄県宜野湾市については亜熱帯、島嶼地域、そして海洋性気候、そして水とかが豊富。そのほうで、歴史の中で培われている文化を復元、継承しましょうというふうに書きました。

そしてその中で、今度は文化財の保全活用。その大きいものとして、また加えて書きました。つまり、歴史、文化、自然環境、特性があるので、歴史文化のほうで重要な遺跡については、やっぱり残すように考えましょう。それで今度は地形とかについても、重要なものについては残しましょう。そういう一つの方針立てができました。

それで先ほどお話ししたように、写真でごらんになった文化財のほうで、この点々です。これも一つの資料として検討してもらいました。そして今度は宜野湾、神山、新城、これについては戦前あった、その今の方々のよすがの場所、これについても検討を、十分にお願した結果です。

そして、出てきた一つの考え方、その公園関係のほうで出てきた考え方。普通、公園はまとめると思うんです。100ヘクタールは公園にまとめる。本土のほうの昭和公園とか、まとまった公園ですから。でも今度は、先生方のほうから出てきた案のほうで、いや、こういう重要な文化財とか、あるいはこちらのほうの田芋地帯を潤すような水脈から見たら、これは何で全てを囲むのか、アメーバー状でもいいんじゃないのという考え方が出ていました。

そのときは、みんな驚きました。みんな一つのまとまりの公園として考えていたんですけども、アメーバー状の公園でもいいんじゃないのという、東大の文化景観の先生のほうから出ていたものですから、それが集中審議された結果が、これになっています。ですから文化財の場所、あるいは水脈、生活にかかわる場所については、そのアメーバー状のほうに一つのネットワークとして、公園を考えられています。

そしてその中のほうで、歴史文化ゾーン、そして今度は並松街道、村落風景ゾーン、琉球文化の原風景を再生する。そして、かつての集落(神山等)の位置で、現在生活にあった環境共生型の伝統的村落景観を再生・活用するという。いろんな考え方のほうをまとめとして、案として出されました。これは公園を専門とする先生方の案です。

次、中間取りまとめが出てきます。全体の考え方。ですから普天間飛行場の場合、いろいろと考えて方針を出す。それで、最後に天久新都心みたいにかうしようということになる。そして、この中間的な骨格の取りまとめが平成25年の3月にありました。これは委員会案で2月ですけれども、この全体の委員会案のほうで、ほぼ3月の行政、地権者、そして産業関係でまとめとして出されました。

これが今現在の普天間飛行場をどうするかという跡地利用計画の、骨格部分の中間取りまとめです。ですから先ほど自分が参加をしたというふうに、これが今、原本に近いものです、この中身について。

その中で、文化財関係について吟味してみたいんですけども、地域の特性を生かした環境づくりのほうで、宜野湾の歴史が見えるまちづくり、今度は土地利用及び機能導入のほうで、今度は多様なライフスタイルを勘案して旧集落の空間再生に向けた風景づくり。そしてこちらのほうでも、墓地のほうをそのまま残しましょうという考え方、並松街道の再生。問題は緑地空間のほうでも先ほど話したように、できるだけ残しましょう。次に緑地空間について、やっぱり残しましょうという、その中間取りまとめのほうで、基地内の文化財についても十分一応検討されている結果になっています。

これが、一つの提言、考え方。やっぱり並松街道はいつでも出てきますね。そして、これが今後の提言ですけれども、地権者による土地活用を実現する。ちょっと見づらいかもしませんけれども、基地使用により損なわれた地域特有の自然・歴史環境の再生に取り組みとい



うことで。そしてこちらのほうでは世界に誇れる優れた環境の創造、跡地や周辺市街地の自然・歴史特性を生かして、緑豊かなまちづくり。そして、こちらのほうで立ち入り調査。ですから、こちらのほうでもやっぱり集落関係については、活用していきたいという考えです。

今度は地権者です。これにはやっぱり、ガラケーですから、どうしようもなかったです。きのう一晩かかって、どうにか見やすくしようとしたんですけども。今、お話しした普天間飛行場の計画の骨格中間取りまとめに向けて、地権者の方々のみから受け取ったアンケート調査です。これが平成24年の3月に出ました。出てきたのが平成24年の1月16日、このときのアンケートです。

そして、地権者の方々のほうに配布されたのが三千百二十何名か、そのうちの33%のほうに回答を寄せています。特に多い地権者の方々は大山。大山の方々のほうで23%、あとはこちらのほうの宜野湾とか神山の方々のほうがアンケートを提出されています。これから、すぐ飛ぶんですよ。

4番目に把握されている重要文化財、重要遺跡を、その跡地利用空間に残してほしいというのが27%。ですから地権者の方々のほうも検討なされているようで、ですからこれについても、これから教育委員会のほうも、恐らく詰めていかれると思います。でも、いずれにしても割とたくさんの方々のほうが(答えていない: 編者注)。

普天間飛行場の文化財について、県等に伝えていきます。それを年代別に調べていくんですけども、20代はいらっしゃらないんですよ。これが重要遺跡について、重要文化財を残してほしいという方々ですけれども、やっぱり20代、いないみたいです。でも、30代の割と中年世代は残したいという方々で、そして今度は70代、80代のほうで若干少なくなって、無回答は多いですよ。ですから、これもこれから関係者の方々の話を聞いて、いろいろと勉強したいと思います。

そして次ですけれども、公園のパターン、宜野湾、神山、宜野湾中学校のフェンス沿いの緑地空間にまとめたほうがいいのか、これが比較案の1。この海が見えるオーシャンビューの3がいいとか。今度は、さっきお話ししたアメーバー構造がいいのか。この1、2、3、4のアンケートを調べた場合、今度は文化財を考えている方々は、この案のほうが多いです。やっぱりアメーバー状にすることによって、散在する文化財のほうを、関連する文化財として残していきたい。これだけの方々が、このアメーバー状の公園化のほうに賛成です。ですから半数近くの方々が、そう考えているみたいです。

そして今、必要な情報、やっぱりその文化財のほうで29%。ですから文化財情報について地権者の方々のほうのアンケートを回答された29%の方々が、文化財の情報をとってほしいということです。

そして、その提言として緑も遺跡も全て残してほしい。これ、僕じゃないですよ、書いたのは。僕のほうは一応地権者になっているんですけども。僕は書いていませんから。実際アンケートのほうでも、こういう形のほうで出ています。

今、お話ししたのが地権者の方々です。次、若手の方々ですね。若手の方々のほうも、平成14年のほうから普天間飛行場について、どう取り扱うかということを考えていたんですけども、平成15年のほうで実際に基地の中に入って、文化財について報告しました。それからまた何度も、いろいろと情報公開しているのが、こちらのほうにある「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」、そういう方々が検討なさっています。

それから若手の方々のほうも、やっぱり自然、歴史、文化についてはサブテーマとして考えたい。そしてこちらについては、やっぱり旧集落についても再生を考えたいということで、若手の方々も考えています。

次、宜野湾郷友会です。後ろのほうに会長がいらっしやいました。ちょっと批判したら困るので、ぜひ同席してほしいということで。ですから、これまで地域の方々、郷友会の方々のほうに指導しながら、僕のほうも文化財のほうを進めてきたんですけども、すごいです、郷友会。1978年に設立して、1983年で、まず子供たちがわからない字宜野湾の民俗地図、これを公民館の前に、立派につくっています。これは1983年。そして今度は1987年で、沖縄で初めての部落史、これを今度は沖国大の南島研とタイアップしながら、つくられています。すごいです、これは。そして1992年、クシヌウタキ(後ろの御嶽:編者注)が先ほどの話のように壊れたものですから、一緒になって教育委員会と復元工事に当たってまいりました。それらを受けて1996年には、宜野湾市のほうから市政功労賞、それで1997年には沖縄県地区史跡整備市町村協議会から表彰を受けています。

でも、それにもかかわらず2002年にはエイサー及び地方(じかた)後継者の育成検討委員会。それと2003年のほうで、先ほど話した普天間飛行場の奥側のマスタープラン。2007年に大綱引きを60年振りに復活。それから2009年に『写真集じのーんどらーむら』ということで、郷友会の方々、区民の方々、また子供たちのほうが見やすいようにDVDもつくられています。そして今現在、2012年から旧集落を実際に目で見るようなジオラマ、1軒1軒のおうちの配置と、生け垣とか、そういうのをより細かく、そして長めにつくられています。そして2012年、それを受けて、また今度は沖縄県から沖縄県文化功労賞を受賞なさっています。そして2013年には土帝君の修復工事。2014年には年中祭祀が、また文化財に指定されました。登録されました。

ですから、普天間飛行場の跡地利用に関係ある宜野湾郷友会の方々のほうも、とてもすごいことをなさっています。これもまた山崎先生との話もあるかもしれません。ですから、3日前に山崎先生と話をして、やっぱり地域の方々、地権者の方々はどう考えているのかとあったものですから、急遽この資料をつくらせてもらいました。

そこで今後の課題ですけども、地権者の方々も含めて、やっぱり文化財を残すからには、新しい意味づけをしなければいけないものですから、協働による計画づくり。今度はやはり、先ほど恩河さんのほうも言っていたんですけども、沖縄市には沖縄市の計画があり、また沖縄でしたら上位の計画として21世紀ビジョン、基本計画がありますから、沖縄県の最大計画の21世紀ビジョンのほうと、中南部のほうの跡地利用計画のほうとも連動するような、やっぱり計画づくり。そして3点目に重要文化財と、今度は新城のほうでも、見ばえは悪いかもいれませんが、やっぱり村を支えてきた関連文化財、これをまた考えていきたい。それと今度は、市のほうとの関係がこちらで出てくると思います。そして今度は、普天間飛行場のエプロンを中心として、そこについて、やっぱり市民の方々、地権者の方々と共に考えていきたい。

では、これについては頭の弱い、先ほど一番に話した60歳も過ぎた頭ですから、皆さんのほうから、いろいろとご検討、ご教示をいただければ...、お願いします。それでは、方言でイッペーニヘーヤイビタン(大変ありがとうございました:編者注)ですけど、まだちょっと終わりませんから。それでは、あと四、五分大丈夫ですか。お手元の資料の2ページ。

僕のほうの演題に課されたのが、景観復原の視点から、なぜ普天間飛行場の跡地利用計画で市民等にとって景観復原が必要とされるのかということです。これはすぐ結論は出てこないと思うんですけども、特にこれは地権者の方々とか、あるいは戦前に住んだり、その子供たちのほうが考えるべきだと思うんですけども。ですから、これについては、いろいろと先生方、また郷友会の方々にも教えてほしいんですけども。

例として参考資料を挙げています。一番下のほうで、「接収率」というのがあるんですけども、戦前、宜野湾の方々が関係した田んぼはなし。畑の69%は接収です。宅地の93%が接収です。そして池沼、100%。水がある場所についても100%接収です。山林89%、原野86%。雑種地という、いわゆるガヤモ（茅毛：編者注）とか、そういうのは100%接収。学校とか役所も100%、墓地も100%、ため池82%、拝所96%。ですから、戦前の生活の場所が、このパーセンテージのほうで接収されているのが、一つの検討資料になるかもしれません。いや、あくまでも一つの。

これについては、地元の宮城豊吉さんという方が役所勤めをしながら、いろいろ保管している資料をもとにして、このデータが出てきたんです。これについては引用文献にあるように、「戦後の字宜野湾」ということで、宮城豊吉さんのほうがいろいろとお書きになられています。

そして後は、詳しい説明したら、またいろいろと質疑応答が出るかもしれませんが、文化財のほうで考えている保存・保護・保全・再生・復原。これについて、やっぱり考えを分けたほうがいいかもしれません。残すからには、今の現代的な価値を見つけないと、これを残した意味がないと思っていますから。ですから、これについてはやっぱり地権者、市民の方々のほうが十分検討なされて、先ほど話したように、また行政などはできるだけお伝えするようにお願いしたいと思っています。

あと、3、4ページについては、これはちょっと行政的な話ですから。それでは、僕のほうも三十数年間、文化財法についてやってきたんですけども、今現在の法の中で普天間飛行場の文化財の取り扱いの到達点がここだと思しますので、また皆さんのほうで検討なされて、いい方向のほうで考えていただけたら幸いです。長々とありがとうございます。

(拍手)

## ○司会

呉屋さん、ありがとうございました。今、呉さんの報告にありました資料ですけども、こちら前のほうにですね、報告書等、置いています、後で終了してから興味のある方が、皆さん見ていただければと思います。よろしくお願ひします。

お二人の報告が終わりまして、コメンテーターの山崎先生のほうから、また一言、よろしくお願ひいたします。

## ○山崎孝史

私は最初に申し上げましたように、いかに、つまり本土でも、この種の文化財行政とか、自治体市史の編さん、当然あるわけですよ。だから、それをストーリーとして取り上げたら、沖縄でも同じことをやっていますねという話なんですけれども。そうじゃなくて、どういう歴史的な文脈の中で地域資源は必要だと唱えられ、どういう文脈の中で、例えば字宜野湾の復元が必要かと、それが本土と根本的に違うんですよ。つまり、切断ということをきっかけに、その切断面をどう復元していくかという課題が、例えば宜野湾市だったり、沖縄市だったり、その部分があって、その文脈の中でも私のような本土の人間は捉えないといけないうのに、ご存じの

ように、また呉屋さんがおっしゃったように、「いや、宜野湾に基地ができてから、人々は集まったんですよ」という話が政治的には捉えられてしまう。

サイドは実際そう言っているんですね、パレスチナ人は、「あたかも孤児のように、民族としての起源も、物語も、系譜も一切持たないかのように映る」と言ったんです。つまり、これは占領したり、開発したり利用する側は、そういうのはなかったかのように進めていくというところがあるとサイドは言ったんですが、比屋根先生は、「宜野湾市民はサイドが言うように村々の起源も、物語も、系譜など、人間の根源力さえ失った」と言われてしまったんですね。そうではなくて、そう見えるということで、実際にその、きょうお示しいただいたように、実は沖縄市であれ、宜野湾市であれ、実は復元できるだけの十分な調査をされていて、そういう形で今後どうまちづくりに生かすか、あるいはどう跡地の利用に活用していくかという、十分な調査をされていて、その上で未来をどう描くかというのは、呉屋さんがおっしゃったように、地権者及び住民がそれを捉えて、宜野湾市政の中に、あるいは沖縄市政の中に反映されていければ、よいことだというふうには私は捉えているんですけども、これはあくまで本土の人間の見方でありまして、実はいかに、その文化財復元、歴史の復元ということが、こういう切断面を持つ社会の中で重要であるかということをおわかりいただけたのではないかと思います。

もう一度言いますが、今のパレスチナには、それがほとんど欠けているんです。したがって、サイドのような言い方になってしまうということで、今、そういうパレスチナ自治区がユネスコのメンバーに選定されて、例えばローマ遺跡などが世界遺産に登録される、ベツレヘム郊外ですが、これは占領を免れるということが起こってきます。これは何も、その占領の境界の前で、体を張って抵抗運動しているわけではないのです。その前にあるローマ遺跡を守ろうという形で、占領を食い止めるということです。

別に宜野湾市が占領されてとか、そういうことを特に言いたいのではなくて、つまりその切断面を、これ以上切断されない、あるいはそれをまた復元していくためには文化の力が再現されないといけないということを、私は申し上げたかったことです。後はもうフロアの皆さんで十分議論していただけるといいと思います。



## ○司会

山崎先生、ありがとうございます。お二人の報告と山崎先生のコメントを受けて、残り時間、少しフロアからの質問を受けて、ディスカッションの時間に移りたいと思いますが、挙手のほう、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。では2人、前のほうにお願いいたします。

ちょうど恩河先生は、地域史編集とまちづくりの関係ですね。特に重要な視点をうかがいま

したし、呉屋さんは長年ですね、結構長い間、現場に入っていますね。文化財行政にかかわっております。やっぱり現場をよく知るお二人の報告でありましたので、ぜひ皆様、どなたでもですね、ご質問があればと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。お名前、お願いいたします。

#### ○フロア（参加者）から

すみません、ご指名です。私もちょっと呉屋さんと一緒に仕事をしておりまして、まさに今、県市合同の普天間跡地利用ということで、その調査をしているものですから、その続きとしてちょっとお伺いしたいんですけれども。

今、言われた普天間基地内の文化財の保全活用のあり方ということで、行政のほうでは発掘調査とか、いろんな調査を一通りされていたと。その成果を受けて、どう市民、地権者に、それを還元しながら跡地利用につなげるかということなんですけど、やはりどうしても先ほどのアンケート調査の結果の中で、若い人たちがどうしても関心が向かないと。高齢化して、かつての戦前の基地の中の様子を知っている方というのは、どんどん少なくなっていくということなので、これからどうのような形で。例えばアイデアでも、助言でもいいんですけど、地権者とか若い人たちに、どう文化財を身近なものにしながら、それをどう保全活用につながっていったらいいかということ、ちょっとお話し願えればなと思うんですけど。

#### ○呉屋義勝

まず僕のほうからお答えするんですけれども、結論から言ってお答えできないということですね。つまり、行政職員は、こちらのほうにあるように、3ページ、4ページ、法的な根拠で動くんです。法的な根拠、例えば文化庁さんが先ほどお話ししたように、近世については地域にとって特に必要なもの、近代については地域にとって特に重要なものというのは、平成10年に打ち出しました。そこで、南風原町のほうが陸軍病院壕を文化財に指定したいというお話があったんですけれども、あれは100年を過ぎていないという話もありますから。

ですから、行政で取り扱う場合については、これは国の文化庁さんの通達のほうが強いんです。でも、今の法と地方分権の中で果たしてどうかかわりがあるかというのは、これは今後の課題ですけれども。そこで3ページのほうが法的根拠ですけれども、そして4ページについても、またこういう分類があります。

そして今度は別の話をするんですけれども、宜野湾市の教育委員会のほうが近代の文化財、宜野湾のウフガー（産泉：編者注）とか、神山のクシヌカーとか、あるいは新城の新城ガー。あれは、文化財扱いにしたのは平成18年です。遺跡として認めませんでした、平成18年までは。

でも、字普天間郷友会も昭和63年ごろに標識を立てて、そのほうに「メヌカー遺跡」というのを書いてあるんですよ。これを見て、僕は驚きました。今度は新城の郷友会誌ですけれども、平成12年に新城の郷友会誌ができたんですけれども、そのほうに新城のカーについては、地元の人たちは「シマヌカー」と呼んでいますから、「シマヌカー遺跡」と書いてあるんですよ。

ですから、今から見れば、行政を飛び越えています。ですから、行政のほうからこうしたほうがいいですよというのは、地域の方々は、もっと上を飛んでいる場合があります。でもこれが、ある人が言う意味とは違うんですけれども、声なき声ではないんですよ。ですから、どんどん地域の方々のほうが言える場をつくる。その仕組みづくり。

ですから、やる仕組みづくり以外に、話し合う仕組みづくりのほうも、行政としては今後考えないといけないと思っています。ですから関係する、あるいはこうする、そうじゃなくて、先ほど言いましたように市民協働。前は市民参加、市民参画だったんですけれども、今はもう初めから市民協働で考えましょうという、その時代になっていますから、ですからイの一番のほうから話したほうがいいのかもかもしれません。

そこで、先ほど失礼な話をしたんですけれども、答えられないというのは、やっぱりその意味です。行政には行政の限界がありますから。ですから、歴史をつくって文化をつくる地域の方々、地権者の方々が、やっぱりどうしたいというのを話し合う仕組みづくり、これが必要だと思います。

でも僕よりは、後ろのほうに宜野湾の郷友会長がいらっしゃいますから、げた預けていいですか。やっぱり主人公がいますから。

#### ○司会

よろしくお願いします。

#### ○宮城（宜野湾郷友会会長）

今、紹介いただきました宜野湾郷友会の宮城といいますが、先ほど郷友会の活動を公表していただいてありがとうございました。郷友会というのはですね、普天間飛行場に集落がありまして、昭和20年に、そこに本籍のあった人たちの組織で、その当時は300軒ぐらいでしたけど、住宅は。今はもう500軒近くに増えています、その集落を再現しようということで、今、ジオラマですね、4年前から、高齢者から聞き取りをして、各うちのレイアウトとか、瓦ぶきだったとか、あるいはかやぶきだった、それは全部聞き取りを終えて。今度はですね、それをもとにして今、ジオラマをつくっています。

普通のジオラマといいますのは、箱物で博物館にもありますが、今、私たちが取り組んだのはIT版、3Dですね。CGを使って。それをつくればですね、各家庭でも親子の会話もできるし、また伝統文化の継承にもつながるといことで、それを今、取り組んで、来月完成する予定です。

それは私たちのルーツであるふるさとを再現して、最近、「そこは田んぼで誰もいなかった」とかですね、そういったネットでも相当騒いでいますので、それを訂正する証明にもなるし、私たちのルーツです、あかしにもなると思ってですね、そういったことをやっています。

また、一方ではこの文化財を保存していこうということで、先ほどメニューカー、ウフガーですね、これの再現も郷友会の予算でもやろうということでやっております。

今、課題は、基地返還した場合に減歩率というのがありますよね。例えば那覇新都心のほうは、30%は公用地に収容されて実際に70%、商業地域で50%しか使えないんです。そうなった場合、このウフガーをですね、この半分とかとられた場合、どんなして保存していくかですね。こういった文化財に関しては、減歩率をゼロで行けるかですね。これを、これからまた検討して、要望していきたいと思っています。

そういった文化財をですね、ウフガーとかメニューカーとか、あるいはクシヌウタキですね、たくさんあって、今でも毎年1回、基地内に入って行って、多いときで150名ぐらい、少ないときでも100名ぐらいが入って行ってですね、このウフガーを清掃して。もちろん今ですね、米軍基地ですので、司令官の許可をもらって入っています。そこに入って行って、掃除をして、そして祈願行事をしていると、そういった状況です。

こういった自分たちの魂のルーツといいますか、ふるさとであるこの文化財を保護していこうということで、保存・継承していこうということでやっていますが、先ほどから言っています、これ完全にまた、この敷地を確保して残していきたい。これが一応今の課題でもあります。

それと、近いうち、このジオラマが完成したら、また皆さんにも広報してですね、発表して、ほんとに普天間基地には、ちゃんと集落があったんだと、飛行場だったと、戦争中に避難している間に勝手につくられた飛行場です。そういうことで、そこを開放して返還されたら、もとの集落とまではいきませんが、そこに文化財、そういったのを再現していきたい。

それと今、跡地利用計画、先ほどありましたが、そこで並松街道ですね、これを普天間基地のシンボルにしようという話がありました。この辺も、並松に関しては、まだ実態調査は進んでいるかですね、あと、もしあったら、呉屋さん、答えてほしいですが。大体3,000本ですね。そして、5.8キロメートルの街道だったようです。それは、ほんとにこう、そういうふうにあったかですね。再現する場合の、この課題ですね。道幅も、今みたいに広くはないです。それをどういうふうにして残していくかですね、再現していくか。その辺も課題だと思いますが、私たち郷友会、そういうふう文化財を復元していこうという取り組みをしています。以上です。

#### ○司会

呉さんに質問があるようです。復元の話、特に並松街道の話がありました。

#### ○呉屋義勝

先ほどから話しているように、骨格づくりまでについては並松を再生していこうという形です。でも、今、1点目に並松について何本あって、そして何メートル間隔かというのは、国指定にするときに、国の文化庁相当機関のほう調べて、何本だというのを出しています。

でも、これはその人の当時の考え方の基準があったと思いますから、実際にまた小さい松も合わせてという話になったら、これはちょっと話も違ったりすると思います。

ですから、発掘調査をしてみたら、まずは並松のほうが大も何本とか、何メートル間隔とかわかるかもしれませんが、でもこれはまた事実の話。ですから、戦前調べたのも、当時のほうの考え方と価値観のもとで調べた事実。今度は文化財のほうも、実際に考古学的に穴があるかどうか、あるいはわからないかもしれないけれども、それも事実。でも最後にお話ししたように、その並松を復元、再生することによって、自分たちはどうしたいのかというのが、また一つ理屈になると思います。これ行政では恐らく答え切れません。

実際に、そこのほうでいろいろと歩く日常的な方々、あるいは場合によっては文化財とか地域づくりをするときには、よそ者とばか者が必要だったんですよね、よそ者とばか者。ですから、主体は地元ですけれども、地元がわからないことを、よそ者がわかる。今度はそこのほうに執着する、またばか者が出るんですよね。これを集中的に考える人。ですから地域の方々とよそ者とばか者、少なくともこの3つのほうで、一つの方向性のほうで意見交換したら、いい理屈のほうで、またそれについては大きい肉になると思います。

ですから僕らからの結論としては、先ほどの田邊さんと同じように僕から言うことはありません。むしろ教えてください。僕も、それについてちょっと考えてみます。ですから、僕のほうで今やっているのが、文化財の、ここはわかるんだけど、空間的な関連性と時間的な重層性がどうなのということで、今、考えているんですけれども、これ、データがないんですよね。ですから一部、僕のほうが学識ですから、自分が持っている潰れた頭のほうで、その空間的な関連性と時間的な重層性、そこのほうでまた並松も考えられると思うんですけれども、これはま

たあくまでも学問の話であって、先ほど話したように地元の方々、そしてよそ者、ばか者がどうしたいのか、どう活用するのかというのが今後の大きい肉づけの課題になるかもしれません。

それでは、これはまた田邊さんにも、すみませんけど答え切れません、難し過ぎて。

#### ○司会

もう少し議論していきたいんですが、時間が大分オーバーしてしまっただんですが、あとお一人、最後、里井先生、お願いいたします。

#### ○里井（琉球大学）

琉球大学の里井でございます。この保存して復元するという世界が、どんな意味があるのかという。これが多分若者にとって、先ほどが呉屋さんがおっしゃいましたが、これ、なるほどねと、残しておきたいよねという世界になる必要があると思うんですよ。

沖縄県の地域史にしても、それから文化財にしても、たくさんのそのデータなり、資料なりを集めてきたと思うんです。これ、すごいよねと、先人ってすごいよねという世界がですね、こう見える世界というのはやっぱり必要だと思うんです。多分恩河さんも、呉屋さんも、こんなことがあるんだよねと、これは若者たちに、これは知ってほしいよねとかね、伝えたいよねとかということ、1個ずつ教えてもらえればいいかなと思います。お願いします。

#### ○司会

恩河先生の報告に対するコメントから、お願いいたします。では、田名先生。

#### ○田名（沖縄国際大学）

沖国大の田名ですけれども、市町村史というか、『那覇市史』の編集にもずっとかかわってましたし、結構文化財とかかかわってはいるんですけれども、結構ですね、市町村史で地域のことをいろいろ学んで、さまざまな地域の文化財というか、財産というのをたくさん発掘するんですね。だから我々が生きてきた、この地域の中でどんなことがあったのか、何を残してきたのかという、さまざまな形になるものもあるし、形でないものもあるんですけれども、そういうのをたくさん見つけ出して、地域史というのはそういうのを総合しながらつくっていくわけですから、先ほど里井さんも言ったように、たくさんのものをですね、地域史づくりの中で見つけ出して、提示をしていくわけですよ。

地域史は結構限界があって、こういうのを残して、資料としてデータを整理してですね、こんなにたくさんいろんなものがこの地域にはあるんですということを出すんですけれども、そういう中でまた、この文化財の場合はですね、残っているものを保存するという形になりますけれども、文化財にはいろんな考え方があって、いわゆる既に活用されて、みんなが使っていて大事にしているものを、あえて指定する必要がないという言い方もあるんですよ。ほったらかしていくと潰れてしまうかもしれないのは、この大事な文化財でしょうと、指定して残しましょうよというのものもあるわけですね。

世界遺産というのは、そういうものだよ。放っておいたら潰れそうなので、世界全体で資金も提供しながら守ってこうという形で世界遺産というのは始まっているわけですよ。だから日本は、文化財保護が相当充実していたので、世界遺産、相当おくれたでしょう、取り組みが。そんなことをやらなくても、やはりいいわけだから。ちゃんと守ってましたからね。

だけれどもいろんな考え方があって、指定されることによって、何て言うんでしょうかね、箔がつくとか。だからいろんな文化財も考え方があって、宜野湾の場合には普天間基地を中心にして、その周辺で文化財がいっぱいあって、そういうのは何なのかという



のがいっぱい指定されているんですけれども。

指定されている文化財が、どういう意味があるかというときに、カーの問題はですね、一番基本的には水なんだよね。水がいかに大事だったかという話をちゃんとしなければいけない。たくさんわき水はいっぱいあるけれども、何でそういうところに香炉が置かれて、みんな拝んでいるんですかという話もするんですけど、昔の水道がなかった時代の話だよね。水道がなかった時代に水というのは、わき水はいかに大事だったかというのがわからないと、水道で暮らしている人たちにとってみれば、カーなんていうのはあまり、どれだけありがたいかがあるのかというのはわからないわけです。

だから今の人たちにとって、その文化財というものの大半はですね、そういう過去の遺物でしかない。では、これに何の意味があるのと、どれぐらいの価値があるのかというのは、なかなかわからないわけですよ。わかっている人は、地域の歴史について、特に文化財行政に携わっている人たちは、いかに大事かということ言うけれども、それがなかなか伝わらないという。だから根本的なところで伝え切れていないんだろうという気がするんですね。いかに大事かということ、わかっている人たちが幾ら言っても、伝わらなければ意味がないという問題もある。

私は中城御殿とか、内間御殿とか、いろいろかかわったりもしているんですけれども、ああいうのをつくるときに、復元の話なんかいろいろあるんですけど、復元してどうするんですかというのもあるよね。いわゆる昔、こういうものだっただろう。昔ながらの芸術とか何かも見つかったと、写真もたくさん残っていると、頑張ればつくれますよと、復元できますよと。円覚寺なども復元できますよということになっているけれども、それをつくってどうするんですか、何をするのかという話になると、復元をしたけれども、その後の活用というのはどう考えているんですかという話になったときに、なかなか答え切れないという部分もあるんですよ。

これは見つけて、つくることができる人たちの関係者だから、自己満足と言ったらどうしようもないんだから、それをいかにその地域と、呉屋さんがしきりにしているように、地域の方々がどれだけそれに思い入れを持つのかという。その後、そうやって復元したり、文化財に指定したときに、その後どうしていくのかという。それをどうやって後の人たちにですね、これがいかに大事だったかというのを、その地域の歴史とともに伝えていけるのかというのが大問題だと思うんですよ。

中城御殿、かつての県立博物館の前の石垣、あれの移動の問題がありましたよね。もう既に工事をやって動かし、セットバックしていますけれども、あれも随分もめたんですよ。現状のまま残すべきだという話を、相当やったけれども、地域の人たちは頑として聞き入れなかったですよ、下げてくれと。いわゆる道幅があそこだけ狭くなって事故になる。交通事故とかいろんな話が、ほかにもいっぱい話がありましたけれども。結局、その地域の人たちのニーズとか、意見を聞いてから、説得せざるを得なかったというようなことがありますね。

だから文化財でもそうやって、地域の人たちとの中で話し合いながら、落としどころを見つけていかざるを得ないということがたくさんあるんですよ。

だからそういうときに、どこで我々は妥協をするのかというのを含めてですね、やっぱりその文化財行政というのは、結構文化財にかかわる人たちの思いだけでは済まない部分というか、地域の人たちがどういうふうに、これとかかわるのかという、そういうところとかかわりながらやらなければいけないので、そういう意味では、物の意味を知って、いろいろ調べて、見つけ出し

た人たちが地域史もそうだし、文化財の人たちもそうだけれども、いかにそういう大事さというのをですね、伝え切れるかという。

いわゆる呉屋さんが行政だからという話をしていたけど、行政分野ではいけないという。頑張ってる話を伝えていって、仲間を増やしていって、応援団をつくっていってということをしてないと、地域の、先ほどのばか者とかよそ者も巻き込んだ形ですけども、やっぱりそれにかかわった人間たちは、それをやる義務があるんだろうという。そうしないと、多分守れないことがたくさんあるのかなというふうに思っています。すみません、長々と話をしまして、ごめんなさい。

#### ○司会

恩河先生、最後、コメントのほうお願いいたします。

#### ○恩河 尚

きょうは、いろいろありがとうございました。私は地域史の現場にいる立場から、きょうは、地域史の現場の人たちが、いかに24時間闘っているかをよくわかった上で、あえて地域史の原点に戻ってですね、「まちづくりとか総計考えているの？」と、私は少し厳しい話をしたつもりなんですけれども、里井先生と田名先生、もっと厳しいことを地域史現場に要求してしまっていて、これはもうおっしゃるとおりですとしか言えないんですけども、いかに歴史が大事なのかとかですね、あるいはほんとに伝え切れているの、こういった部分ですね。答弁といいますか、答えになりませんが、また地域史の仲間たちみんなですね、新しいテーマをきょう、いただきましたので、頑張りますとしか言えません。ご了承ください。きょうは、ありがとうございました。

#### ○司会

少し時間がオーバーいたしまして、もう少し議論していきたいところですが、第195回のシマ研究会ですね、このあたりで閉じたいと思います。

#### ○恩河 尚

一点だけ。ちょっと上がってしまっていて、冒頭でお話するのを忘れたんですけど、呉屋さんの立場、よくわかります。私も宮仕えですので、きょういろんなお話をさせていただきましたけれども、これ冒頭にお話するつもりだったんですけども、きょうの私の話は、あくまでも私個人的な考えでございまして、沖縄市の総意とか、そういうふうには決して受け取らないようにご理解、よろしくお願いいたします。きょうは、どうもありがとうございました。

#### ○司会

2時間超えました。非常に実りのあるディスカッションができたと思います。以上をもちまして、第195回シマ研究会、終了いたします。ほんとに皆さん、きょうはありがとうございました。

(拍手)